

第百七十四回国
参議院環境委員会會議録第八号

平成二十二年四月二十日(火曜日)

午前十時一分開会

委員の異動

四月十六日

辞任

姫井由美子君

補欠選任

谷 博之君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

山谷えり子君

相原久美子君

シルシ・メルティ君

有村 治子君

加藤 修一君

池口 修次君

岡崎トミ子君

谷 博之君

森木 利治君

広中和歌子君

牧山ひろえ君

松野 信夫君

荒井 広幸君

神取 忍君

川口 順子君

中山 恭子君

矢野 哲朗君

浜四津敏子君

市田 忠義君

川田 龍平君

国務大臣

副大臣

環境大臣 小沢 鋭仁君

環境副大臣

田島 一成君

大臣政務官

文部科学大臣政務官

国土交通大臣政務官

環境大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

内閣法制局第四部長

総務省人事・恩給局長

総務省行政管理局長

国土交通大臣官房審議官

国土交通省河川局長

環境省総合環境政策局長

独立行政法人国際協力機構理事

参考人

粗 信仁君

白石 順一君

井上 俊之君

小池 一郎君

近藤 正春君

村木 裕隆君

戸塚 誠君

加藤 堅一君

後藤 斎君

藤本 祐司君

大谷 信盛君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○環境影響評価法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山谷えり子君) ただいまから環境委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十六日、姫井由美子さんが委員を辞任され、その補欠として谷博之さんが選任されました。

○委員長(山谷えり子君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

環境影響評価法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事會協議のとおり、内閣法制局第四部長近藤正春さん外五名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと認めます。〕

○委員長(山谷えり子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山谷えり子君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

環境影響評価法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に独立行政法人国際協力機構理事粗信仁さんを参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと認めます。〕

○委員長(山谷えり子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山谷えり子君) 環境影響評価法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○加藤修一君 公明党の加藤でございます。

では、まず最初に大臣にお願いしたいわけでありまして、以前にもこの資料については提出をさせていただいておりますけれども、皆さんにも今お手元の方に配付をさせていただいております。

政治主導確立のための内閣法等の改正案についてというのが一ページ、裏側に国家公務員法等の改正と今後の環境行政についてということで、環境行政について極めてこういう法律が影響をプラスマイナス与えるというところは言うまでもないことだと私は思っております。

例えれば政治主導確立のための云々ということについては、六番目の方に、環境省の場合、政務調査官は、だれがいかなる適格性審査に従って人選し、どのようなメンバーを想定しているのか。こういったことも極めて大事なことだと思います。

適格性審査をどのように行うか、その内容についてはまだ明確になっていないわけでありまして、それをやはり明確にすることがあると、このように思います。

それから、裏側の国家公務員法等の改正云々の件でございますが、例えば一番目の方の、環境省の場合、幹部候補者名簿への大臣による推薦について、その対象と推薦の基準についてどのように考えているか。もうこれもまた、極めて環境行政についてプラスマイナスの影響ということも当然考えられるわけで、極めて重要な点だと思っております。

また二番目の、現職の幹部職員に適格性審査に際し、だれが審査し、いかなる審査手続になるのか。もちろん、裁量性があるべく入らないような客観性はどのようにして担保すべきかという、これも重要だと私は思っております。

また三番目の、幹部候補者名簿の中からどういう人材を幹部職員に任命するのかという、そういう枠組みについてもきちっと議論をしなければいけないということに当然なってくる。あるいは五番目の、環境行政の専門性を要する幹部職員を公募するときは、環境省が公募条件を設定し、その幹部候補者名簿の審査にかかわるのか等々を含めて、あるいはさらに、六番目もそうでありまして、推薦の際の基準をどう考えているのか等々を含めて、極めて今後の環境行政にかかわることを考えてまいりますと重要な諸点でないかなと思っております。

ります。

前回 私は大臣にお願いしておりましたが、これをどの段階まである程度明確にできるかどうか。その点を踏まえて、何年の何月ぐらいまでととか、秋ぐらいまでとか、いろいろお考えがあると思いますが、そういうことをここで大臣から御見解を伺いたいと、このように思っておりますので、よろしく願います。

○國務大臣(小沢銳仁君) 加藤委員からいいただき
ました御提案は、今も委員の方から何か所か御説
明がありました。大変示唆に富んだ御提案だ
と、こういうふうにして見させていただいてお
ります。

十四項目にわたりましてあるわけでございますが、特に政治主導確立のための内閣法等の改正案についておきましては、この鳩山内閣で新設されましたいわゆる国家戦略局、今の段階はまだ室でございますけれども、その役割との関係等、本当にいろいろな角度から有り難い御指摘をいただいているところでございます。

中身に關しましていつまでということも含めてという御質問でございますが、率直に申し上げて、これは私一人だけで決めれる、もちろんそういうものもあるんですが、あと内閣全体でいわゆる共通認識を持って決めなければいけない話も入っているわけでございまして、そういう意味においては、まだいつの時点かというと話を正確に申し上げることは今の段階ではできないことを是非御理解をいただきたいと思ひます。

ただ、しっかりといろいろな御指摘を受け止めさせていただいて、少なくとも何らかの時点におきましては私の方からしっかりと、書面でいただいておりますので、ある程度書面にした形でもさせていただいて加藤委員の方にはお答えをさせていただきたいと、こういうふうにいるところだと思います。

いずれにしても、ある意味では政治、政策の意思決定システムをどういうふうにしていくかと、こういうことでございまして、特に、若干前

触れるではありませんけれども、これまでの状況で

申し上げますと、国家戦略室がこれから局になり、陣容も整えていくわけでございますけれども、これまでのところも国家戦略室担当大臣がいわゆる温暖化に対する閣僚委員会の座長、議長が総理大臣でございますので、座長として各省庁のいわゆる大臣あるいはまた副大臣検討チームを所掌してきた経緯もございます。そういった意味では、これまでと違った形で国家戦略室という新しい組織がそれなりの役割を果たしてきたということもあるわけであります。さらにその権限等をどういったものにしていくかという話は今後の課題だと、こういうふうになると思いますけれども、いづれにしても、省庁横断、いわゆる省庁にまたがる案件が多いものですから、そういった意味ではそういった国家戦略室のような省庁をまたいで調整ができる、そういった仕組みは極めて重要と、こうも思っております。

さらにまた、政務調査官に関しては、だがいかなる適格性審査に従って人選し、どのようなメンバーを想定しているのか等々の話は、先ほども申し上げたように、私個人だけの考えではなくて、内閣全体である程度共通認識を持ってやっていたべきもの、こう思っておるものですから、そういう意味では、全体に関しては、繰り返しになりますが、今、期限を付けて申し上げることができないのは大変申し訳ありませんけれども、どこかの時点でしっかりとした形でお答えをさせていただきたいと、こう思っていると承知でございます。

○加藤修一君　大臣が今おっしゃったように、しっかりとした形でということでございます。

人の問題というのは極めて様々な要因が絡んでまいりますし、言うまでもなく、環境省の力をいかに強めていくかという場合に人材のありようというのは極めて大きな要因の一つだと私は思っておりますので、是非こういった面については恣意性が入らないような客観的な基準の中でしっかりと

とらまえていただきたいなと、そう思います。

次に、それで、三月三十一日に党首討論がございました。それで、これもこれからの委員会の運営といえますか、審議の關係で極めて私は懸念した内容だということらえ方をしておりますので、あえてこの場をお借りいたしましたして質問をいたしたいと思っております。

それは、我が党の山口代表が、郵政改革に関して云々と、閣内がばらばらではないかという発言があつて、それに対しての総理大臣の答弁でありまして、それはどういう内容かといいますと、「閣議で決めるまでは、それぞれ官僚任せでない新しい内閣ですから、自分たちの考え方があつていいじゃありませんか。」「これは、内々でそういうふうにあつたつて全然問題私はないと思つていますが、」「むしろ、閣僚の皆さんに思う存分議論していただく中で閣議においてしっかりとしたものをつくり上げていく、国民の皆さんに理解していただける新しい内閣の姿だとお認めをいただきたいと思ひます。」ということなんですけれども、閣議をしなければいけない案件の関係について、それを前に自由奔放に議論をしてくださいという話なんです。これは、外に漏れるのは私は余り好ましくないと思うんです。

要するに、何を言いたいかというと、我々が委員会で大臣に質疑をしたときに、閣議がまだ、閣議で決定していない内容については振れの幅があると、そういうふうになってくると思うんですね。だから、大臣の言っていることが、今これ、かきつとした内容の答弁になっているのかなくて

ておりまして、いろいろ、一つのことについてばらばらな意見が出てきているということとは、私はそれは内閣としては、なかなか我々の判断としては難しいなと、そんなふうを考えておりますけれども、大臣としてはどのように御見解をお持ちでしょうか。

○国務大臣(小沢鋭仁君) 今の加藤委員のお話は、私は論点が二つ大きくあるのかなと思つて聞かせていただいております。一つは、いわゆる閣内不統一あるいは閣内での意見がばらばらであることの意味と、それからもう一つは、委員会でのいわゆる大臣答弁の意味の問題と、この二つがあつたように私には聞かせていただきました。

そうしたことでも申し上げさせていただきますと、まず第一番目のいわゆる閣内不統一の問題に関して、これは総理も答弁を国会でもされておりますように、いわゆる決定前にいろんな意見があってもいいというのは、鳩山内閣の、ある意味では総理を始めとする各閣僚の多数説のような気がいたします。

この委員会でも申し上げてまいりましたけれども、鳩山内閣の一つの特徴は、自分の所管以外のことに関しても閣僚懇の場面では大いに発言していただきたいと、こういうことが冒頭あるものですから、そういう意味では、自分の立場を超えて、日本にとって大事な課題を各閣僚がいろんな意見を述べ合うと、こういうシーンはよく見られるところでございますし、それはそれで私は意味があるものと、こういうふうに思っております。

ただしこの問題もある意味ではテーマによりけりでもありますし、いわゆる専管事項、専權事項というんでしょうか、そういったものに對しては、それはやはり慎重ななければいけない節度というものは当然あるでしょうし、さらにはまたそういうものは議論が、加藤委員おっしゃるように、余りに漏れて、余りにも、何といいますが、かんかんがくがくみたいな雰囲気が出ること、これも、それはそんなに望ましいことではないと、こう私

は個人的には思っているところでございます。

でありますので、この一番目の問題に関しましては、それぞれ自由闊達に意見を言いながら、テーマによってしつかり節度を持って、さらには、余りそれが外に、かんかんがくがく何か、何やっていいるんだか分からないというような話にならないように注意をしながら、国民の皆さんが安心して託せる、そういう信頼感を持っていただけるように十分気を遣いながら意見を言っていくことが必要かなと、こう思っているところでございます。

それからもう一点の、閣議決定前の大臣答弁についてはいかがかと、こういうことでございますが、そこは本当に委員が御指摘のとおり、いわゆる議論をされているときには、私もここは自分としては注意をしながら、これはまだ政府の統一見解ではありませんがというような前置きを置きながら何度か意見を述べさせていただいたこともあるわけでございます。そういう意味においては、閣議決定の前というのはあくまでも所管大臣のいわゆる所管の大臣としての発言と、こういうことであろうと、こういうふうに思います。

閣議決定をして法案を提出させていただいた、あるいはまた閣議了解をしているようなテーマということに限っては、それを逸脱するような話とはより不適切だと思いますし、どうしてもそれと違う意見を言うべきときは、あらかじめそういうこともお断りをしながら、必要最小限のことかどうかというときは言わせていただくことがあるかもしれないけれども、そういった議論の仕方が必要なのではないかなと、こう思っているところでございます。

○加藤修一君 何をやっているか分からないようなことになってはいけないという、そこは注意をしなければいけないという、オープンに議論するのはいいんだけどともいう、それは本当にそうだと思います。これは国民の皆さんから見てもそうであろうし、それから、これは恐らく海外のメ

ディアも含めて、日本政府は一体どうなっているというふうに言われかねない、そういう危ういところを持っていきますので、私はやはり内閣不統一というようにみなされないように気を配ってやっていくべきだと思います。ですから、鳩山総理の言わんとしていることがまだ理解できない、いえる理解できないんですね。ああ、そんなふうな考えでもらうては困るなということで、注文は付けておきたいと思えます。

それで、次の質問に移りますけれども、私、何回か常設の第三者的な国の審査機関、これはアセスメントの関係でありますけれども、是非設置をすべきだというふうに言ってきましたが、それで、今日お手元に配付していただいた資料でありますけれども、各戦略的な環境アセスメントの関係、S E Aの制度というのが、世界各国について粗々いような資料を基にして作らせていただきましたけれども、一番右端に審査会など書いてあります。

こういうことを見てもまいりますと、国際協力機構のJICAは若干別にしても、そこであったとしても環境社会配慮助言委員会、あるいは米国においても環境諮問委員会、あるいはカナダにおいても審査委員会、あるいはオランダ、E I Aの委員会、あるいはイギリス、法定協議会等々含めると、大体E U関係も含めてそういう形になっている。しっかりとした審査会を設けて、公正な、合理的な、科学的な背景に基づいてそういう審査会を設置しているということになるわけでありまして、やはり私は、改めて質問をさせていただきまうけれども、こういう審査会をしつかりと設置すべきだと思います。

参考人の大塚直さんも、やはり将来的な課題と言いつつも、こういう第三者機関の設置が望ましいと。それから、既に環境省よく分かっておりますように、環境省自体が事業官庁である部分が当然あるわけありますから、それは第三者という形になってこない、当事者という話になってまいりますので、やはりそういう面も含めて第三者

の審査機関というものについて設置をすべきでないかなと、このように思っておりますけれども、これからの、今後の件も含めて、大臣としてはどのようにこの辺についてはお考えでしょうか。

○国務大臣(小沢鋭仁君) この御指摘も加藤委員始め何名か他の委員の方から申上げてきたところでございますが、結論から申し上げますと、是非御理解を賜りたいのは、現時点においては、常設の審査機関ではなくて、専門家を登録して助言を求める、そういった仕組みを省令レベルで構築してまいりたいと、こういうことでございます。

今委員から御指摘いただきましたように、外国の例を見ますと確かにそういった例もあるわけでございます。そういった例が多いわけでございます。そして、そういった例も十分参考に今後させていただきますことは必要だというふうに思っております。

これも繰り返しになるわけですが、今回においてそういった常設的な審査会を設置しなかつたのは、ある意味において、中環審の中でも議論が行われて、現状も環境大臣意見の形成に当たっては必要に応じ専門家の意見も聴取している、あるいはまた、審査会の義務付けは事務負担の増大や手続の長期化にもつながる可能性がある、行政組織の簡素化の必要性が指摘されている、流れに逆行する可能性がある、そういった意見が多数でございます。そういう答申の中で、現時点においては不要だと、こういう答申をいただいているところであることはこれまでも申し上げてきたところでございます。

でありますので、今回は先ほど申し上げた結論を取らせていただいておりますが、今後運用をしていく中において十分専門家の意見も取り入れてまいりたいと思えますし、また常設の機関についても外国の例等を勉強してまいりたいと、こう思っております。

○加藤修一君 若干逆行するという話もありましたが、私も、やはり審査会ということについては

次から次につくればいいという話では当然ないわけでありまして、やはり審査会等については、その面についての改革ということをしつかり考えていかなければいけないと、そんなふうには思っております。それは民主党さんと同じだと思います。

そこで、今百十四の審査会等があるというふうな何っておりますけれども、これ総務省、全体の人数と、年間どのぐらいの費用が掛かっているか、総額ですね、是非教えてください。

○政府参考人(戸塚誠君) まず、私の方からは委員の人数についてお答え申し上げます。

国の行政機関の審査会等の委員の人数でございますが、本年の四月七日現在でございますが、百十五機関で千七百八十人ということになっております。

○政府参考人(村木裕隆君) お答えいたします。それで、費用でございますが、まず、審査会の委員は常勤と非常勤とございますが、常勤の委員は、委員長で年収にいたしますと、一人でございますが、約二千五百四十万円、それから委員ですと千八百三十三万円となっております。それから、非常勤の審査会等の、これは日額でございますが、三万五千二百円以下となっております。それから、総額のお尋ねがございましたが、常勤の審査会等委員が私どもの調べですと五十七名おりますが、これについての報酬総額は、総額で約十億四千七百四十万円と承知しております。それから、非常勤につきましましては、開催回数とか出欠状況に左右されるものでございますので、ちょっと総額をお示しすることは困難でございます。

○加藤修一君 ちょっと確認いたしますけれども、審査会等については百十五ですか。百十五で千七百八十人。

○政府参考人(戸塚誠君) お答えいたします。そのとおりでございます。百十五機関で千七百八十人でございます。四月七日現在の数字でございます。

○加藤修一君 それから、その百十五機関があつ

て千七百十人ということで、手当をもらっている人に関しては総額は十億円を超えるということですね。

○政府参考人(村木裕隆君) 今十億四千七百万円と申し上げました。これは審議会の委員のうちの常勤の委員、これが約五十七名と承知しています、その総額でございます。

○加藤修一君 それ以外を含めてはどうですか。要するに、審議会等全体でどのくらい掛かっているかと。

○政府参考人(村木裕隆君) 今申し上げましたのは、ちょっと非常勤の委員につきましては、日額は先ほど申しましたように三万五千二百円以内となつてございますが、開催回数等々で金額が変わつてまいりますので、ちょっと私も現状でその総額をお示しすることは困難でございます。

○加藤修一君 別の機会に調査を是非やっていただきたいと思ひます。

こういう形で、審議会で全く費用が掛かっていないというわけじゃ当然ないわけでありましてけれども、審議会の改革を含めてやらなければいけない部分についてはやると。ただし、必要な審議会については当然立ち上げる。ある意味でスクラップ・アンド・ビルドということを当然進めていかなければいけないということになつてくるわけがあります。

前回大臣に時間がなかったので短兵急に質問してしまつたわけでありましてけれども、それで、こういう審議会等、独立行政法人のトップについて、もそうなんですけれども、省庁の役人、スタッフは別にして、そういう外の組織の関係についての話でありますけれども、公職の任命コミッション制度ということについて少しだけ紹介をさせていただきます。

これはイギリスの制度でありますけれども、一九九〇年代半ばの保守党の政権時代に、特殊法人などの公的機関に与党のコネで任命される事例が多かつた、そういうことで世間、国民からの非難を多く浴びたということでありまして、そう

いった中で、一九九四年に公職倫理基準委員会が設置されて、こういう公職任命コミッション制度が提案された、提案されてそれが設置されたということになるわけでありまして。

一つは、独立した査定者、任命手続に直接参加してチェックする、あるいはさらに任命手続を事後的にチェックする、そういう監査者というのを置くということと同時に、基本的な原則というのがある。任命綱領というものが設けられておりまして、全部で七つございまして、最終的な任命は大臣によってなされること。二点目は、実力本位で選考、任命されること。三点目は、独立した詳細な調査が行われること。四点目は、機会均等原則が遵守されること。五点目、清廉潔白が必要であること。六点目、手続が公開され、外部から見やすくなければならないこと、いわゆる公開性と透明性。七点目は、手続はポストの重要性に比例して厳しくされること、いわゆる比例原則ということなんですけれども。

こういう七つの原則がありまして、まさにそういう意味では、この審議会等を含めて、こういった原則ののつとつた形で、公正な形で、いわゆる先ほど申し上げましたように与党のコネによって人選がなされるようなことがあつてはいけないのは、どの方も同じく思つて話だと思ひますので、こういう制度をやはり日本の中にも取り入れてしっかりと対応していくことが大事じゃないかと、このように考えておりますけれども、大臣の御見解をお願いいたします。

○国務大臣(小沢鋭仁君) 人選において、委員の偏らない、いわゆる与党本位ではない人選が必要だという御指摘は全く私もそのとおりだと、こういうふうに思ひますし、さらにはまた、公職任命コミッション制度というふうな、いわゆる外からの意見をしっかりと取り入れる、そういう仕組みを考えると、こういうことも大変重要な御指摘だと、こう思つております。

総理もいわゆる本会議答弁でも申し上げたように、そういった制度もこれから参考にさせていた

だいて考えてまいりたいと思つておりますが、いずれにいたしましても、これは加藤委員も御指摘でございましたけれども、大事な点は、いわゆる透明な選定過程、公平な選定過程、こういったことはどんなやり方を用いるにしても担保されなければいけないと、こういうふうには思つていまして、このように思ひます。

ちなみに、その公職任命コミッション制度のポイントを先ほど加藤委員一部おっしゃつていただきましたけれども、私もその七原則というのを見させていたでいて、特に最後の、手続はポストの重要性に比例して厳しくされること、比例原則と、この話は面白いなと、こう思つて見させていたでいました。いわゆる最終的な任命は大臣によつてなされることとか、あるいは実力本位で選考、任命がされることというのは、ある意味では極めて分かりやすい普通のことでありましてけれども、ポストの重要性に比例して厳しくされることと、こういう比例原則はなかなか面白いなと、こう思つて、具体的に、一体じゃどのぐらい、いわゆるどういふふうな制度運営がなされるのかと私自身も大変興味を持ったところでございまして、是非調べさせていただいて今後の参考にさせていただきたいと、こういうふうには思つていまして、このように思ひます。

○加藤修一君 ある県の例を挙げますと、これは都市計画審議会でありまして、委員の顔ぶれを調べてみますと、会長、副会長を含む七人は民間人でありまして、そのほか県会議員が八人、それから国の関係省庁の部局長が五人、それから県下の市町村の市長、議会議長ですね、が六人と、それから県警、県の警察本部長が入りまして計二十八人となつておりまして、行政から独立してある意味では審議をしなければいけないわけでありまして、行政に意見を具申する機関としては役割がちょっと大きく期待できるのかどうか、ちょっと残念な気持ちでこういう内容を今紹介しているわけなんですけれども、これは四

月の十六日の読売新聞でございまして、第一面の左側にいつも出ているように思つておりますが、「民主イズム」ということで、鳩山政権は天下りの指定席と批判される独法の理事などを公募制にしたと。公募制にしたということは非常に私はよろしいと思ひますが、ただ、この中を見てもいいますと、これは報道によればということに当然なるわけでありまして、なかなか、その公募をしたけれども、結果的には大臣の恣意的な判断といひますか、そういうことによつて失職したとかですね、例えば山口二郎北大教授は、今の民主党は政策に中身がないから官僚を恣意的に排除するパフォーマンスばかりしているという、ちよつとかなり厳しい言い方だと私は思ひますけれども、そういうことが書いてありまして、お友達人事とやゆるする声があつていまして、かなり人事の在り方としてはどうなのかと、そんなふうには思ひ内容になつていまして、こんなですね。

なぜこういう話をするかというと、私は、審議会の関係で公正性とかそういう点についてはしっかりと対応していかなければいけないということなんですけれども、現実はいくつかありますので、先ほど申し上げました提案を含めてしっかりと対応すべきではないか。また、この記事についても、報道の記事ですから、私は裏を取つていわけじゃないけれども、大臣としてはどうお考えですか、こういう面については。

○国務大臣(小沢鋭仁君) 公衆に關しては委員も賛成だと、こういう御意見をいただきました。公募を中心にして選任をしていきたいというのが鳩山内閣の内閣全体を通じて基本姿勢であることは言うまでもございせん。

その上で、こういう記事についての感想もいかかと、こういう話でございまして、若干個人的な意見を申し上げさせていただきますと、例えば先ほど委員が御指摘の山口二郎先生の件であります、今の民主党は政策に中身がないから官僚を恣意的に排除するパフォーマンスばかりしている

と、こういう話であります。この前半部分は私納得できないんですけれども、後半部分はややそういうところが強調されている面があるのかなと、私自身は個人的にはそういう感じはいたします。

この委員会でも申し上げておりますように、私は官僚の皆さんのいわゆる専門的知識、テクノクラートとしてのまさに仕事というのは幾ら政治主導という中においても極めて重要だと、こう思っております。私は、政治主導の意味というのは、それも何度か申し上げてまいりましたが、いわゆる方向性を決定すること、そこにおいて役人の皆さんたちがその専門性を大いに発揮していただいてその中身で行ってもらうこと、さらには、結果として出たことに關しては決定をした政治家が責任を負うことと、そういうふうな意味で私は政治主導というのを目指したいと、こう思っております。政は政、官は官、それぞれの役割をしっかりと果たすべきだと、こう思っております。これは加藤委員も選挙を御経験しているのでお分かりだと思いますが、ややもすると、マスコミの皆さん方はこういったいわゆる官僚バッシングというんでしょうか、そういう嫌いがあるように見受けられます。また世の中、地元に戻っている人々な懇談会や何かお酒が入ったりしてきますと、やっぱり役人批判というのは大いに盛り上がるわけでありまして、そういったところをうんうんとうなずいていると、なかなかそういった意味では議論もたやすいと、こういうこともあって、ついついそういったことになりがちなのではないかと思っております。そういうことによつて役人の皆さん方がやる気を失ったり、あるいはまた新しい若い人材が入ってこれなくなることは日本にとって大変心配なことだと、こう思っておりますので、政は政、官は官の役割をしっかりと果たしていくべきだと、こう思っております。

○加藤修一君 官僚、役人バッシングという話じゃなくて、これは完全に政務三役バッシング、

バッシングかどうか分かりませんが、そういうことについての批判的な記事であるということについては、しっかりとらえていただきたいと思います。

それで、独法の理事などを公募制にしたということで、その公募制の關係について先ほど申し上げております、今日も配付をさせていただきましてけれども、コミッション制度ということになるわけで、この七つのいわゆるOCPA、先ほど紹介いたしましたけれども、そういうことを含めて私は導入することが極めて大事だと思っておりますので、改めて総理にこういうことについての進言をしたらどうか、このように大臣にお願いをいたしますけれども、どうでしょうか。

○国務大臣(小沢鋭仁君) 今日、改めて加藤委員からそういう進言をすべきという貴重な意見をいただいたということに付して総理にもお伝えしたいと、こういうふうに思います。

○加藤修一君 それでは次に、今回の環境影響評価法の關係で、第五十二条の第三項、適用除外の關係でありますけれども、ほかの委員の方々のこの点については関心をもちたいので、これは非常に私も関心は持っております。

なかなか議論を聞いていてもすぐには整理されない、理解できないというところがございますので、私からも、前回も触れておりますけれども、改めてまたこの点について申し上げたい点は、まず、国土交通省にお願いしたいんですけれども、都市再生機構法の十三条、これ導入の理由と経緯についてまずお願いいたします。

○政府参考人(井上俊之君) お答え申し上げます。

都市再生機構の前身でございます日本住宅公団及び住宅・都市整備公団においては、大臣が一般的な監督、命令の権限を持っております。これにつきましては、公団で不適切な業務をやった場合に想定しておたものでございます。

住宅・都市整備公団時代の平成七年に阪神・淡路大震災が起りまして、当時、建設大臣から公

団に対して法的な位置付けのない指示を行い、復興事業をやつていただいたという経緯がございます。このことを踏まえまして、十一年に都市基盤整備公団を設立した際には、大地震の発生時等において緊急に市街地の整備、改善や復興住宅の建設等の業務を実施させるために大臣が公団に対して指示を行うこととする条文が設けられました。この条文が十六年に独立行政法人都市再生機構になった際にも引き継がれておりますけれども、公団の場合には指示でございましたけれども、独立行政法人の性格上、この文言を「求め」というふうに改めたところでございます。

○加藤修一君 これは要するに、国の利害に重大な關係があり、かつ、災害の発生など緊急の必要がある場合において云々と書いてありますけれども、これ全く災害だけというふうに考えてよろしいんですか。

○政府参考人(井上俊之君) 当時の想定といたしましては主なもの災害でございますけれども、その他のケースといたしまして、国が管理者になります根幹的な公共施設を整備するために、用地確保等の観点から不可欠となる周辺市街地の整備を一體的に緊急に行う必要がある場合なども想定してございます。

○加藤修一君 災害だけというふうに考えていいんですか。ちよつと聞こえづらかったんですけれども。

○政府参考人(井上俊之君) 必ずしも災害だけに限ったものではないというふうに考えております。

○加藤修一君 じゃ、災害以外には何が考えられますか。

○政府参考人(井上俊之君) 国が管理者となる根幹的な重要な公共施設を緊急に整備する場合に、周辺市街地等を一体的に整備する必要が生じた場合等を考えております。

○加藤修一君 緊急に公共施設を造らなければならぬというときですね。それは具体的にどういうものが入りますか。

○政府参考人(井上俊之君) ちよつと個別の事態は想定いたしておりませんが、国の利害に重大な關係があるような非常に重要な公共施設の整備が非常に遅滞していると、こういうような場合に発動することが考えられると思います。

○加藤修一君 国の重大な施設云々と、その重大というのはどういう範囲を考慮して、それに基づいてどういう施設を言っているんですか。

○政府参考人(井上俊之君) あくまでも条文は、国の利害に重大な關係がありということのみ規定をしておりますので、法文上事細かにどういふ施設、どういふ公共施設ということが決まっているわけではございませんけれども、根幹的な国道でありますとか大規模な治水設備とか施設とか、こういうものが想定されると思います。

○加藤修一君 もう一度今の答弁していただきたいと思いますか。

○政府参考人(井上俊之君) 国の利害に重大な關係があり、かつ、災害の発生その他特別の事情により緊急の整備を要すると認めるときというのが条文の規定でございますので、これに対応するような根幹的な道路でありますとか治水設備、これの整備が非常に遅れているような場合が想定し得ると思います。

○加藤修一君 そうすると、一般的な公共施設というふうに理解してよろしいんですね、一般的な。

○政府参考人(井上俊之君) あくまでも国の利害に重大な關係がある根幹的な公共施設ということでございますので、規範はこれだけでございますので、そういうふうに理解しております。

○加藤修一君 根幹的なという、これは法律作るときに事例とかそれはいろいろ研究するわけですよ。今の話だけじゃ分かりづらいですね。私に分かりやすいようにもう少し言葉を足して説明いただけますか。

○政府参考人(井上俊之君) 当時の立法時の記録等を調べてまいりましたけれども、先ほど述べた範囲のことでございまして、根幹的なということ

についての具体的な規範が想定されていたわけではございません。

○加藤修一君 都市再生機構法第十三条の条文解釈の関係については、内容として、対象とする業務は、宅地造成等、市街地再開発事業等の施行、管理する賃貸住宅の建て替え及び災害時における賃貸住宅の建設ということで、等の中に先ほどのが入るんでしょう、道路の関係とか治水施設の関係というのは、そういう意味ですか。そういう理解でよろしいんですか。

○政府参考人(井上俊之君) 直接その今挙げられた業務が根幹的な施設に当たるわけではございませんで、根幹的な施設を整備する際に、周りの市街地も一体的に緊急に整備をしないと施設の整備ができないような場合に公団に対して協力を要請すると、こういう趣旨でございます。

○加藤修一君 堂々巡りみたいな感じになってきて、よく分かりづらいんですけれども。

参考人に来ていろいろと説明をいただいたときに、ある参考人の方が、普天間にかかわる関係ではないのかと、そういう意味に受け取れる内容の発言をしていたんですね。これは環境省に質問をいたしますけれども、この第五十二条第三項の条文の中身ですと、災害という印象が非常に強いんですけれども、我々の受取方は、それ以外に、今言ったような参考人の発言というのは非常に重要な私には内容だと思っているわけなんですけれども、それは関係しないんですか、関係するんですか、どっちなんですか。

○国務大臣(小沢鋭仁君) いわゆる不測の事態に備えると、こういう話でありまして、二項の方がいわゆる復旧、三項の方で新設と、こういうふうな環境省としては考えているところでございます。

○加藤修一君 これ、第五十二条の第三項の条文をどう理解するかという話なんです。

環境省は、今までの審議の過程では災害ということを経験してございまして、災害の関係は非常に大事でありますから、可及速やかに配慮書を省い

て、省くことが一年節約になるのかどうかは分かりませんが、そういうことについての理解は私はありませんけれども、たまたま一つ、先ほどから私言っております普天間の代替地の関係については、これは関係しないんですか、関係しますか。イエスかノー、どちらかでお願します。

○国務大臣(小沢鋭仁君) 普天間のことと云われても、その普天間の話はまだ決まっている話でございまして、何ともお答えのしようがございません。

いずれにしても、施行まで二年あるわけでありまして、さらにはまた先般もお話がありましたように、またいわゆる、何というんですか、そのことに関してではできるだけ速やかに決定すると、こういう話になるわけでありまして、タイミング的なことも考えれば二年以内と、こういう話にはなかなかならないのではないかと、こうは一般的に言えると思います。

○加藤修一君 それじゃ、質問の仕方を変えますけれども、普天間という具体的な話じゃなくて、普天間相当の施設についてこの条文というのは対応する話になっているのか、なっていないのか、どうでしょう。

○国務大臣(小沢鋭仁君) 不測の事態に備える、ということでございます。普天間以外のその種のものと、こう言われても、なかなか具体的な話は見えませんので、お答えのしようがないということだと思います。

○加藤修一君 私は一般的な話をいたしましたので、具体的な話は割愛して一般的な言い方をしましたので、その場合にこの条文はそういうふうな読めるか読めないかという話ですね。

○国務大臣(小沢鋭仁君) 政令で定めるといふ話になっておりますので、その政令のいわゆる決め方だろうと、こう思います。

○加藤修一君 これは国会の委員会、今質疑をしている最中でありまして、政令で定めるといふことは政令の前で審議しているときにあらあらかる話ですよ。大事な問題について政令で

という言い訳は、ちょっと理解私ではできません。

○国務大臣(小沢鋭仁君) あくまでも私は法令としてのいわゆる構成を申し上げたわけではございませんで、是非御理解をいただきたいと思っております。

○加藤修一君 ちょっと、法制局、来てますか。

私は、一般的な言い方をいたしますけれども、要は普天間施設等のようなもの、一般論で、そういうものについてこれは対応する話になるのか、ならないのか。法令の読み方としては、法律の読み方としては、内閣法制局としてはこれは詰めているわけですから、法制局としてどう理解しているんですか、どう判断しているんですか。

○政府参考人(近藤正春君) この五十二条の三項の適用除外につきましては、環境省の方から、立法政策的にこういうものについて適用除外規定を置きたいというお話がございまして、そのときの御説明、私どもも伺いましたときは、災害の発生というのが一番考えられる事態であろうと。それ以外にも、人的ないろいろな被害、事件が起ったような場合、そういったものもあり得るので、災害だけに限らず、その他それに相応するような、先ほどの大臣のお言葉を使いますと、不測の事態が起ったときには少しそういう政策的にこの手続を除外するような形で規定を置きたい。かつ、先ほど御答弁がございましたけれども、そういう他の条文にも類似の規定があるということ、すべてを想定し切れないものですか、少なくともそういう事情があるということであり、そういう規定を置きたいということでございます。

したがって、すべての事態あるいは個別の事情についてはこの条文に基づきましてまた関係大臣の方で御判断をされるということで、何が入っているかというのをすべて私どもも詰めているということではございません。

○加藤修一君 何が入っているかじゃなくて、どう読めるかという話ですよ。どう読めるのか、どう読むのかという話ですよ。これは法制局、責任

持つてくださいよ。

○政府参考人(近藤正春君) お答えになるかどうか分かりませんが、まさしく国の利害に重大な関係があり、かつ、災害の発生、災害発生以外ですと、特別の事情により緊急の実施を要するというふうな認められる場合が対象になるということ、ならない、これの対象になる、これに該当するものは対象になる、該当しないものは対象にならないんじゃないか、済みません、これ以上言いようがないんじゃないかと思っております。それは個別具体的に個々の事情を担当大臣の方で御判断されて政令案を作り上げていくことだと思います。

○加藤修一君 いや、ですから、先ほど言った施設については、一般論でありますけれども、入るのか、読めるのか、読めないのかという話ですよ。

それは内閣法制局で判断できる話じゃないですか。読めないのは読めないでいいんです。読めるのかという、どっちかですよ。

○政府参考人(近藤正春君) 大変恐縮ですけれども、具体的な事業の当てはめは各担当大臣でやられるということで、申し上げたとおり、この条文のとおりでございまして、これに該当すると判断されれば対象になりますし、判断されなければ対象にならないということ以上は、ちょっと私ども個々の事業を所管しているものでございまして、そういう個々の当てはめの問題は、済みません、法制局としてはお答えしにくいということで、差し控えさせていただきます。

○加藤修一君 法制局の言う意味は少しは分かります。大半分かります。

内閣法制局長官というのは、国会に出てきて答弁して、例えば憲法九条の解釈の在り方とか、非常に重要な話をするわけですよ。それは責任を持って話しているわけでありまして、これは非常に重要な箇所だと私は思っております。

それで、法律を作るときには、想定の内容についてはいろいろ議論するはずなんです。議論するはずなんです。だからそれが、想定の中にそれ

が入っていないというならそれでいいんですよ。入っていないというならそれでいいんですよ。ただ私は、手続の透明性ということ先ほど大臣もおっしゃいましたけれども、まさにそこにかかわってくる話でありまして、それはやはり法制局だった一部の責任はあるわけですから、しっかり答えてください。入っていないなら入っていないでいいですよ。

○政府参考人(近藤正春君) 申し訳ございません。入っているとか入っていないとかいうことをちよつと申し上げる立場にございまして、このアセス法の対象事業というのが第一種事業としてずつといるんなタイプのもので書いてございまして、そのものについてそういう事態が起こればすべてなり得るし、その要件に当てはまらなければなり得ないということございまして、そこは、すべてのことが逆に想定できないので、ある程度こういう概念によって対象物を個別に判断をしていくという条文を置いたわけでございまして、逆に言う、すべてを言えないから逆にこういう条文が置いてございまして、そこところは想定がすべてでございまして、そこをございまして。

○加藤修一君 いや、想定できないからこういう条文があると言うんでしょ。だから、想定できることが今起こり始めているというふうに理解するわけ、私はね。

だから、大臣、答えください、ここは。どういふふうになっているのか。こういう問題が出てきたときにどう対応するかというのは、これは環境大臣にかかわる話ですから。

だから、いや、入っていないという発言でもよろしいんですよ。入っているんでないかというふうに疑う人もいられるかもしれませんが、入っていないというふうに言った方がいいわけですから。だから、どつちか判断してください。

○国務大臣(小沢鋭仁君) 決められないことが起こるので不測の事態と。不測の事態の不測というのは予測できないことと、こういう意味であります

ので、そういうことだというふうに御理解をいただきたいと思ひますし、いわゆる加藤委員の、のような、普天間のような施設と、こう言われても、それはどういう施設かのいわゆる個別具体的な話が確定できないければ、そこは、入っていない、入っていないという話は答えられないと私は思ひます。是非御理解をいただきたいと思ひます。

○加藤修一君 理解できないから質問続行しますけれども、不測の段階じゃないかと、不測のそういう段階じゃないかと私は思ひます。不測のそういう段階は、個別具体的に分からないというんじやなくて、個別具体的に分かっている話で、私はあえて具体的に聞きますけれども、普天間代替地については対応する話ではないと、こういう理解でよろしいんですね。

○国務大臣(小沢鋭仁君) 現段階では何も決まっておりますので、それは判断のしようがございせん。

○加藤修一君 いや、そういうことが決まっている、決まっていないの話じゃないですよ。そういう不測の事態とかそういうことの段階はもう通り越していますから。具体的な話にはなっていると思うんですね。それは、大臣がそれは政令で云々する話じゃ私はないと思うんですね。是非答えてください。

○国務大臣(小沢鋭仁君) 政令で決めると、こういう話をこの法案として作っているわけございまして、そのこの段階で決めると、こういうことだと思ひます。

○加藤修一君 これ、先ほども言いましたけれども、不測の段階じゃないかということなんです。具体的な段階になってきていて、環境大臣の方でここについて判断しかねるというのは分かりづらいですね、非常に。

大臣、首かしげておりますけれども、是非しっかりこれは答えていただきたいと思ひます。

○国務大臣(小沢鋭仁君) 本場にそれ以上のことは決まっていない以上、お答えできないと、こういうことだと思ひますが。

○加藤修一君 いや、決まっていないということはないわけ、決まっていますよね、普天間の関係についてはね、代替地の関係含めて。

いづれにしても、今のまま、普天間はそのままでも何もしないという話じゃなくて、代替的なところはどこかに決定するわけでありまして、その場合のことを想定している。そういう意味では不測じゃないんですよ、もうほぼどこかに設置するというのは決まっているわけですから。

ですから、それは判断するというのは当然でありまして、その中に入るのか入らないのかという、そういう極めて単純な質問なんです。中身は重大ですけど。

○委員長(山谷えり子君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(山谷えり子君) 速記を起こしてください。

○国務大臣(小沢鋭仁君) もう一回整理して申し上げたいと思ひます。

いわゆるこの件に関しましては、先ほど申し上げましたように、二項が復旧、それに対して三項は新設、そういう対比で作らせていただいたところをございまして、今、加藤委員がおっしゃられてる普天間のようなものと、こういう話を言われても、それが普天間のようなものが一体どこにどのようなものになるのか、そういうことが具体的な条件を言っていたかかないと、それも判断のしようがありませんし、元々、法の体系として政令で定めるといふことで、まだ政令は決めておりませんので、そういう意味ではお答えができません、こういうことでございます。

法の趣旨は申し上げたとおり、で、決められない理由も今申し上げたとおりでございます。(発言する者あり)

○委員長(山谷えり子君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(山谷えり子君) 速記を起こしてください。

○国務大臣(小沢鋭仁君) これ以上のお答えができませんと思ひますが、もう一回申し上げます。

法の趣旨は、いわゆる二項が復旧、三項が新設。

それから、普天間のようなものが入るか入らないかと言われても、普天間のようなものというのは分かりません。道路であれ飛行場であれ、いわゆる対象になるものは一般論としては入ります。しかし、普天間のようなもの、こう言われても、それはそのようなものという話が明らかにならない現時点においては判断のしようがないと、こういうことでございます。

○加藤修一君 いや、はっきりしていると思うんですけれどもね。

それと、軍事施設というのか、そういうものは入るんですか、入らないんですか。軍事施設。

○国務大臣(小沢鋭仁君) 先ほども申し上げましたように、いわゆる道路、飛行場、そういうこととにしましては一般論としては当然入り得る、それはありますけれども、軍事施設と、こういう話にしましては、そのことと、これはいふやうな規定にはなっていないと、こういうことだと思ひます。

○加藤修一君 最後ちよつと語尾が分からなかったんですけれども。軍事基地は。

○国務大臣(小沢鋭仁君) 例えば、その中の飛行場とか道路とか、そういう話は当然、日本国内法に適用になるものに関しては入ります。

しかし、軍事施設の何をおっしゃつていらつしゃるのか。そこところは、いわゆる軍事施設と、こう言われても、そういうものは当然法の中には規定はされておられません。

○加藤修一君 いや、いろいろと道路についても、あるいは様々な供給施設についても飛行場についても、それは軍事施設の中に入るんじゃないですか。入りますよね。道路とか飛行場とか、そ

ういふのお話しされましたけれども、軍事施設の構成要因としてそういうのも入りますねということですよ。

○国務大臣(小沢鋭仁君) 先ほども申し上げましたように、飛行場であるとか道路であるという、そういうパーツに関しては入ります。普天間とか軍事施設というカテゴリーは定めているわけではございません。

○加藤修一君 定めてはいませんということですね。普天間等についても定めてはいない。つまり入っていないと、対象にならないと、そういうことで理解してよろしいですか。(発言する者あり)

○委員長(山谷えり子君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(山谷えり子君) 速記を起こしてください。

○国務大臣(小沢鋭仁君) これもう繰り返しになるんですけど、そういうカテゴリーで決めているわけではなくて、いわゆる事業の種類という形で決めているのは加藤委員も御存じのとおりだと思います。

いわゆる飛行場であるとかあるいは道路であるとかそういったものは含まれますが、じゃ軍事施設が入るのかと言われたら、軍事施設というカテゴリーは定めておりません。

○加藤修一君 定めていない。定めていないということですね。軍事施設は定めていない。軍事施設として飛行場も当然入るんですけど、それは定めていない。ちょっと確認しますけれども、どうということでしょうね。

○国務大臣(小沢鋭仁君) アセスの対象事業としてのいわゆる対象にはしていません、軍事施設というのはいやいや、先ほど別の角度からちょっと言いましたけれども、軍事施設の中には飛行場があったり道路があったりいろいろするわけですけども、要するに飛行場、そういうもの

については、それも定めていない。
○国務大臣(小沢鋭仁君) 飛行場は定めております。

○加藤修一君 それじゃ、軍用といいますが軍として使う場合の飛行場ということについてはどうなんでしょう。

○国務大臣(小沢鋭仁君) 対象に入ります。

○加藤修一君 対象に入ります。

○国務大臣(小沢鋭仁君) 入ります。

○加藤修一君 じゃ、それこそ、元の質問に戻りますけれども、普天間のようなものについてはどうなんでしょう。改めて聞きます。

○国務大臣(小沢鋭仁君) そこで普天間のようなという話が入るものですから、そういった話は今の今の現段階においては全く承知をできておりませんので、決まっておりますので、判断のしようがないと、こういうふうに申し上げているわけでありまして、一般論として、飛行場、そういったものは入ります。

○加藤修一君 承知しておりませんって、承知せざるを得ないんじゃないですか、変な言い方しますが、これも。

こんな形だと、もう十一時三十分過ぎに私の質問終わらざるを得ないんですけど、ちょっと質問続行できませんよ、これは。

○委員長(山谷えり子君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(山谷えり子君) 速記を起こしてください。

○国務大臣(小沢鋭仁君) 要は、先ほど来申し上げておりますように、アセス法の対象事業に該当するのかがまず一つのポイントだと思っております。アセス法の対象事業にあるものは、先ほど申し上げましたように飛行場、道路、河川、ダム、放水路、鉄道、軌道等々をずっと列挙しているわけでありまして、軍事施設というような名称のものはいません。

同時にまた、普天間のようなと、こういう話であります。普天間のようなという話の中で、今の普天間の話というのはある程度もちろんあるわけでありまして、それが何がどうなるのか分かります。それから、その中に例えば道路があるのか、飛行場があるのか、あるいはまたゴルフ場があるのか、あるいは何が何があるのか分かりませんので、そこは判断のしようがございまして、こう申し上げておまして、あくまでもいわゆるアセスの対象事業にあるものに関してはアセスはかかってまいります。

今言えるのはそういうことでございまして、固有名詞でそういうふうな挙げられてもそこは判断のしようがないというのには私はこれは極めて論理的な話だと、こういうふうな思っております。

○加藤修一君 普天間の代替施設は飛行場が中心になりますよね。先ほど軍事的な飛行場の関係については対象になるというふうには私は伺っておりますけれども、ということは対象になるんじゃないですか、普天間の代替施設というのはいずれも、そうなりませんか。

○国務大臣(小沢鋭仁君) 飛行場ということで聞かれれば、それは新設であればいわゆるアセスの対象になります。このままの使用ということになればアセスは不要になります。そういうことだと思います。

○加藤修一君 もう一度、済みません、お願いいたします。答弁聞きにくかったんで、お願いします。

○国務大臣(小沢鋭仁君) いずれにしても、固有名称の普天間と言われても、いわゆるそれが新しい代替施設なるものかどうかというのか分かりませんので、言いようがありませんが、飛行場ということであればアセスの対象にはなりません。しかし、普天間が今のままで使用になるということであれば、空港であつてもそれはもうアセスは済んでいるわけですから、既設でありますからそれは該当しませんと、そういうことを申し上げているわけでありまして、

いずれにしても、まだ決まっていない話を聞いてもそこは答えのしようがなく、あくまでも法律の構成要件の中で私としては説明を申し上げておきたいと、是非そこは加藤委員、御理解をいただきたい、こういうふうな思っています。

○加藤修一君 普天間の代替施設というのは、簡単に言うとその飛行場ですね。飛行場が中心になりますよね、当然。だから、先ほど言ったような質問が出てくるわけでありまして。

問題は、政省令といいますが、そちらの方に具体的に書くという話かもしれませんが、いずれにしても、これは手続上、やはり透明性を担保できるように是非私はしてほしいと思うんです。

こういう時間が長くなってしまつて誠に残念でありますけれども、改めてまた別の機会に確認の質問をさせていただきますので、是非そういった面についてはしっかりと整理をしていただきたいと思ひます。

次に、JICAの皆さんにせっかく来ていただいておりますので、JICAが御持ちのガイドラインについて御説明いただきたいと思ひます。

○参考人(相信仁君) 新環境社会配慮ガイドラインでございますけれども、これにつきましては幾つかの改良点を盛り込んで作成しております。

第一に、情報公開の拡充でございますけれども、これについては、これまでのガイドラインと比較してより多くの情報をより早い段階で公開するというこの方針に基づいて拡充を図っております。

具体的には四点左右でございますが、案件の検討を開始するときに、案件の概要それから環境影響度合い、これを公開する。二番目に、特に環境社会影響が大きいと見込まれる案件につきまして、環境社会配慮に関するアセスメント等の文書及びJICAによる調査報告書についても公開する。三番目として、案件に関する相手国政府との合意ができて文書が締結された後、環境社会配慮に関するJICAの検討結果を公開する。四

点目としまして、実施中の案件については相手国政府等の了解を前提にモニタリング結果を公開するというところでございます。

これらの内容につきましては、その一部はこれまでの環境社会配慮ガイドラインにおいても公開が規定されておりましたけど、本ガイドラインではその対象が拡充されることで透明性が高まったと。また、相手国の住民から異議申立てを受け付ける制度も含めまして、JICAとしては、十分な配慮の下、案件の検討を進めていくことは可能となったと考えております。

○加藤修一君 ちよつと紛糾した後で今のJICAの身を聞いていただいて大臣に感想を求めるのもあれかもしれませんが、是非——じゃ副大臣お願いいたします。

○副大臣(田島一成君) 今ほど御説明をいただきましたこの四月一日に公布されましたJICAの新しい環境社会配慮ガイドラインにつきましては、環境省としても大変注視をしているところでもございます。そもそも情報の公開につきましては開発事業の環境社会配慮にとって重要な要素でもございまして、今回の、環境省としてもJICAの新しい環境社会配慮ガイドラインは適切なものというふうに評価をしているところでございます。今後につきましては、この本ガイドラインによる情報公開の手続が適切に実施されますようにしっかりと注視をしていきたいと考えているところでございます。

○加藤修一君 それでは、JICA、環境社会配慮助言委員会の機能が関与の関係で拡大したとか、あるいは環境社会配慮要件の強化ということが今年の四月からなっているわけでありましてけれども、その辺について御説明お願いいたします。

○参考人(相信仁君) 新ガイドラインにおきましては、JICAが協力する事業における環境社会配慮のこれは支援とそれから確認に関する助言を得るために、知見を有する外部の専門家の方、大体二十名程度を想定しておりますけれど、こういう専門家から成る環境社会配慮助言委員会を第三

者的な機関として設置することとしております。また、お尋ねの環境社会配慮要件ですが、このガイドラインの中で四点ほど強化をいたしております。

一点目は、このガイドラインが、国際的な仕事ですので、国際的に通用するものでなければならぬというところで、世界銀行のセーフガードポリシーと比べておりますけれど、そういう国際機関の対応と大きな乖離がないことを確認することとしました。それから二点目として、元々住民移転などの配慮は入っていましたが、環境社会配慮を行うべき項目として、労働環境、生態系及び生物相、これを追加いたしました。三点目としまして、住民移転が生じる場合、新たな土地を住民が購入、入手できるレベルの補償額を算定し、移転前に支払を完了することを途上国政府とともに実現することを明記いたしました。四点目としまして、先住民に影響を及ぼす場合、十分な情報を提供した上で事前協議を行い、案件に対する合意形成を行うことを明記いたしました。

以上でございます。

○加藤修一君 副大臣、今説明があったわけでありましてけれども、御感想をお願いいたします。

○副大臣(田島一成君) ありがとうございます。今回JICAの新しい環境社会配慮ガイドラインが大きく改正された部分の中でも、とりわけ今御説明がありましたように、学識経験者やNGOなど外部有識者の意見を聞くということは大変大きな改善点だというふうに思っておりますし、また、環境社会配慮要件の中に生態系が追加されたという点についても大変適切なものだと思っております。今後、七月一日に施行というお話が御説明ありましたが、施行後につきましては、今後この本ガイドラインでの手続や評価が適切に実施されるように注視をしてみたいと思っております。また環境省として必要であるならば、生態系の評価でありますとか技術的な協力についても惜しまない覚悟でございます。

○加藤修一君 そういった意味で、JICAの環境社会配慮ガイドライン、極めて評価が高い、国際的な評価が高いということで、先進的な仕組みをいろいろと取り入れてやっているということとで評価したいわけでありまして、これは要するに、こういうガイドラインを日本の途上国支援、ODAの関係で使っているわけでありまして、途上国にその内容についてはしっかりとチェックをしているというところに当然なってくるわけですよ。だから、海外に対して相当のチェックをしていることを考えていく中で、やはり我が国においてもより一層、これSEAの関係に当然なっていると思いますけれど、そういう面についても特段の努力をして、二十一世紀環境立国戦略、そういうことを立てているわけでありまして。

この間、小沢大臣からは、これは閣議決定しているけれども新政権としてはどういうふうにかえているのか、これはそのまま推進してまいりたいと、そういうお答えをいただいておりますので、やはりそういった中身に対応する形で、こういうSEAの関係についても是非特段の努力をしていただきたいなど、このように考えております。

それで、環境大臣にお願いでありますけれども、改正案の見直しの関係でありますけれども、期限が十年ということで、公布して施行に入るまで二年ということでありまして、今まで十年掛けてやってきた財産も当然あるわけでありまして、これ、二〇二二年に見直しという話になってくるわけですね。ようやとその段階で見直しの段階に入ってくるというところで、いかにもこれは長過ぎるんではなからうかと。

今までのほかの委員の方々の質問に対して、随時見直ししていくというふうなお答えがあったように記憶しておりますけれども、ともかく年限をやはりもっと短縮すべきである、具体的にすべきであると、そんなふうにご考えておりますけれども、どうでしょうか。

○大臣(政務官(大谷信盛君)) 先生の指摘よく分かります。世の中どんどん変わっていくま

すし、技術も変わっていきます。また、施設の中身も変わっていきますので、それなりに時代に合うようなことを考えていかなければならないというふうにも思っておりますが、御存じのとおり、一定、アセス始めますと二年、三年掛かります。長かったら四年、五年掛かります。その意味でも、一回やってみてその評価をするための蓄積というものが必要になってきますので、大体二周、三周して十年ということで、十年ぐらいの時間が必要なのかなと。

ただ、中央環境審議会でも御指摘いただいておりますようなことに関しては、時代の変化とともに本当にこのアセスが合っているか合っていないかというふうなことを評価し続けるというプロセス、そういう適切な対応は取り続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○加藤修一君 配付資料で世界の潮流から遅れる日本の環境アセス法と今後の展開というふうに書いてありますけれども、要は、もう二〇二〇年の段階でOECDから戦略的環境アセスメントの体系的な実行についての勧告が日本に対してなされていると。あるいは、その前の年でありますけれども、SEAに関するEUの指令が出されていたりするわけでありまして、さらに二〇二〇三年には国連の欧州経済委員会によるSEAの議定書ということになっているわけですよ。

こういう動きを見てまいりますと、二〇二〇年というのは、確かに今おっしゃったような積み重ねのデータが必要であるということなんですけれども、実際、一九九九年からのデータはあるわけですよ。今回の戦略的環境アセスメントの関係については、三つのPの一番下位のやつですよ。ある意味では、今までの事業アセスの上に、位置にちよんと乗せたという考え方であるわけでありまして、それほどの関係について多くのデータの集積というのは必要ではないというふうにご考えられるわけでありまして、そういうことを考えていきますと、一九九九年から積み重

なっているデータを基にしてS E Aの関係を含めて見直しをするというのが私は妥当なことでありまして、そういった意味では、十年というのはいかに長いというのは、そういう背景があるということこそ是非理解していただきたいと思ひますが、ともかく、随時どういふふうによつていくかということも含めて、是非積極的な答弁をいただきたいと思ひます。

○大臣政務官(大谷信盛君) 法改正という時期ということに明言はちよつと慎重にならざるを得ないんですが、おっしゃるとおり、どんなデータが集まつてきて、これでもって、法を評価できるかということになりますので、一年、二年、三年しながらこの議論を続けていくということが一番効果的なかなというふうに思つております。

これ、最大限前向きになったときの答弁なんです、が、今年を五年にするというような明言はできませんが、しかしながら、一年、二年、三年で集まつてきたデータ、蓄積、こういうものを見て、ああこれならば、これまでの取組について評価するに値するだけの量、質のものが整つたなというふうなことをかんがみてまた考えていきたいというふうな思つております。

○加藤修一君 時間が迫つていますのでスキップしてしまひますけれども、環境基本法の第十九条、これはもう三つのPに伴う戦略的な環境アセスメントをするという、そういう意味合いになつていて思ふんですね。これは是非積極的に対応していただきたい。既に基本法の中にあるわけでありまして、それに対応して個別法についても更なる拡充をしなければいけないと、そんなふうを考えております。

それと第二十條、これは事業アセスの関係になつてまいりすけれども、私は当初、修正案を出すに当たつて第一條を変えるべきかなと思つたんですけれども、これはもう大変な大ごとになると、大手をしなければいけない、そういうふうにも考えることができると思ふんですね。そういったことを考えると、別に新法という形で作る

ことも一つの考え方としてあり得るのではないかなと。

先ほど大臣政務官がおっしゃつたように、集積されたデータを基にして、この今の環境影響評価法を改正するというよりは、見直しをするというよりは、もう一つの新しい方向性を考えるならば、やはり私は新法を作ることこそ一つの考え方としてあつていいんではないかなと、このように考えておりますけれども、どうでしょうか。

○国務大臣(小沢鋭仁君) 委員の十九條に対する見方の御披露もございました。私もそういう読み方は一つの考え方として十分あり得ると、こういうふうにも認識をしております。

そういう意味において、いわゆるポリシー・アンド・プランの部分のところを、もう基本法のところでそういった判断がなされているのである、それをベースにして新法をという意見も一つの私は十分有力な考え方だと、こういうふうな思つております。今後、これまでも答弁をしてまいりましたように、ポリシー・アンド・プランの部分は十分検討をしまひたいと、こう思つております。

ただ、今回は、先ほど大臣政務官が答弁させていただきましたが、ガイドラインができてまだ二年と、こういうことの中で事例の積み重ねもまだまだ十分ではないと、こういう判断があるわけでありまして、そういった事例の積み重ねを見まして積極的、前向きに検討してまいりたいと、こう思つておるところでございます。

○加藤修一君 よろしくお願ひいたします。諸般の事情で時間が参りましたので、ここで質疑を終了いたします。

○市田忠義君 今日、住民意見のアセスへの反映と科学性、客観性を持った審査の必要性について質問します。

愛知県の豊川水系豊川の河口から約七十キロメートル上流に計画されている設楽ダム、ここは国土交通省直轄で初めて法に基づくアセスを実施したダムであります。当時の会見で同ダム工事事

務所の所長は、法に基づき従来より踏み込んだ環境調査、予測をしたつもりだと述べておられます。実際はどうかと。

まず、設楽ダムの概要について確認したい。愛知県が設楽町にダム調査申入れを行った年と当時の事業目的は何か、述べてください。

○政府参考人(小池一郎君) お答えいたします。愛知県が最初に地元調査申入れを行った時期でございますけれども、昭和四十八年の十一月でございます。その申入れの際には、設楽ダムの目的につきまして、豊川の治水及び東三河地域の新規利水の供給を目的とした多目的ダムであると、

そういうふうな説明をしております。

○市田忠義君 それから四十年近くたつたわけですが、現在の建設目的と、事業費は幾らですか。

○政府参考人(小池一郎君) 設楽ダムにつきましては、特定多目的ダム法に基づきまして基本計画というものを平成二十年十月に策定しております。この中で、設楽ダムの建設の目的につきましては、豊川の洪水調節、流水の正常な機能の維持、かんがい及び上水道の用水供給としてい

ところでございます。また、建設に要する費用の概算額は約二千七百億でございます。

○市田忠義君 設楽ダムの有効貯留容量と流水の正常な機能の維持のための容量は幾らですか。

○政府参考人(小池一郎君) 設楽ダムの有効貯留容量は九千二百立方メートルでございます。そのうち、流水の正常な機能の維持と増進を図る、具体的には豊川用水の取水地点である大野頭首工下流で頻発している瀬切れというものがござい

ますが、これを解消するなど、豊川の流況を全体的に改善するための容量といたしまして最大六千万立方メートルを計画しているところでございま

す。

全くない。日常的に活用されていない量が有効貯留量の六五%も占めていると、こんなダムは日本でも極めて異常であります。結局、目的変更で必要水量が減つた分の帳じり合わせをしていると。

そもそも、豊川水系では多くのダムが造られて自然の流れを壊してきた、その対策のためにまたダムを造ると、こんなばかげた話は私はないと思ひます。しかも、百二十戸を水没させて、そのために二千億円も掛けると。

洪水調節ということも言われましたが、森林や河道整備状況から判断して、戦後最大規模の洪水はダムなしでは対応できる、また、新規水源開発は、〇二年に完成した豊川総合用水事業により一億トンを超える供給余力があると。いずれの目的も根拠を失っているわけで、こんな無駄な事業は見直すべきだと考えますが、いかがですか。

○大臣政務官(藤本祐司君) 市田委員にお答えいたします。

この設楽ダムに限らず、政権交代後でございますけれども、税金の使い道を大きく変えていくというこの考え方の下で、できるだけダムに頼らない治水ということで政策転換を図つていところでございまして、我々としては、今後の治水対策のあり方に関する有識者会議、この中で具体的な治水対策案の立案手法とか新たな評価軸の検討などをしております。

御指摘いただいているこの設楽ダムについても、この検証の対象にしてございまして、今全体で、一定の客観的な要件を満たす事業を除いたすべての事業を検証することとしておりまして、現在八十四事業、八十五施設について検証の対象としてございまして、御指摘いただいておりますこの設楽ダムについても、他の全国の検証の対象となつているダムと同じように、先ほど申し上げました今後の治水対策のあり方に関する有識者会議の中で、本年の夏ぐらいをめどにして中間取りまとめを行つて検証を進めていくという考え方で今進め

○市田忠義君 設楽ダムも見直しの対象だということが確認されました。じゃ環境の側面から見てどうかと。

設楽ダムのアセスの内容についてお聞きします。同ダムの予定地は、モリアオガエル、ムカシトンボ等、重要だと言われる動植物だけで百八十一種確認されています。中でも、二〇〇七年四月十九日付けの環境大臣意見では、希少種のクマタカ、ネコギギについて指摘しています。ネコギギについてはどのように述べておられるでしょうか。

○政府参考人(白石順一君) お尋ねの環境大臣意見、具体的にはネコギギにつきましては、読まさせていただきますが、「本事業は、豊川上流に生息するネコギギの重要な生息域のうち、事業実施区域における生息域を消失させることから、その生息域の改変に当たっては、下記の点を含む必要な対策を講ずること」とありまして、「本評価書においては、環境保全措置として改変区域内に生息する個体を改変区域外の生息適地へ移植することを掲げているが、現段階ではネコギギの移植に関する知見及び移植の事例は少なく、措置の効果に係る知見が十分に得られているとは言えないことから、移植については、十分慎重に実施するとともに、事後調査を行い、移植した個体群が安定して生息していることを専門家の意見を聞く等により確認すること」というふうに記載しております。

○市田忠義君 ネコギギは、伊勢湾あるいは三河湾に注ぐ河川にすむナマズ目の魚で、環境省レッドリストで絶滅危惧ⅠＢ類、絶滅のおそれがあるとして種であります。

国交省に聞きますが、アセス評価書に記載されている豊川上流でネコギギの生息が確認された箇所、それから事業実施による改変箇所数、これはどうなっていますか、数字だけ。

○政府参考人(小池一郎君) 環境影響評価書についてでございますけれども、ネコギギの生息域として把握されたふち、これは五十三か所でございます。それから、そのうち事業実施により改変さ

れるふちが十八か所。さらに、貯水池よりも上流においてネコギギの生息が確認されているふち一か所につきましては、その下流側の集団が貯水池等の出現により消滅する、したがって、上流側が小集団として孤立するために、長期的に見れば集団としての存続性が低下する可能性があるというふうに評価されております。

○市田忠義君 環境省作成の日本の重要湿地五百においてネコギギ生息地の項目を担当された方のお話によりまして、生息密度の情報が示されていないために、消失が予測されるふちの割合だけでは影響が分からない、それ以上の影響が出る懸念もあると指摘されています。生息域の割合だけでも約三六％が事業により消失すると、これはもう大変なことであります。

国交省は移植のための野外実験を行われましたが、初年度の結果はどうでしたか。

○政府参考人(小池一郎君) 今お話がございましたネコギギ移植のための野外実験でございますけれども、平成十七年度から実験候補地の選定に着手いたしました。十九年度から、ネコギギが生息できること、繁殖できることを実際に現地で確認するため、個体の放流実験を行っております。平成十九年度から二十年度にかけて二百個体を放流いたしました。その調査を行ったわけでございますけれども、二十一年六月調査では二つの個体、それから九月の調査では三つの個体が現地で生息していることを確認しているところでございます。

このような実験結果を踏まえて、更に生息数を増やすために、二十一年度でございますけれども、放流前に放流の個体を河川の水温に近い環境に置いた上で、一日実際の河川なりに慣れさせた上で放流するなど放流方法の改善等の取組を行っております。今後とも有識者の助言、指導をいただきながら生息環境保全に向けた取組に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○市田忠義君 時間がないので、尋ねたことだけに答えていただいて。

二百匹放流して二匹しか発見されなかったと。

それ以降も同様の放流実験しているけれども、同ような定着確認、ほとんどできていません。

ネコギギに詳しい研究者は、川魚の移植による定着の成功例というのはほとんどないと、裏付けがないまま環境アセスでは移植を保全措置としたと、工事で川への影響が出る前にどうするか改めて議論する必要があると、こう話しておられます。

環境大臣にお聞きしますが、実験では定着の見通しが立たない下で、専門家の意見を踏まえれば今の段階で改めてネコギギの保全対策を再検討すべきだと思えますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(小沢鋭仁君) ネコギギの移植に関しては、私どもも、これまでの結果をお聞きする限り順調とはいえない、こう感じてはおります。

しかしながら、ネコギギの移植が難しいことは審査当時も十分認識していたことから、環境大臣意見において、移植した個体群の安定した生息を専門家の意見に基づき確認することを含め、移植の十分慎重な実施を求めてまいりました。事業者において引き続き大臣意見を踏まえた十分な慎重な取組を今はお願ひしているところでございます。

○市田忠義君 今回の法改正で、環境大臣意見を検討する際に学識経験者の知見を参考にすると、そういうふうになっていきますが、それならば、ネコギギの問題も国交省任せにしないで透明性を持った第三者機関で保全対策の検討をやるべきだと思えますが、大臣の認識はいかがでしょうか。

○国務大臣(小沢鋭仁君) 今も市田委員からお話しいただきましたように、大臣意見を述べる際には専門家の先生方の意見も聞いてきたところでございます。

今後どういう対応を取るかにしましては、事業者の皆さん方の対応をしっかりとさせていただくことは考えてみたいと思っておりますが、現時点において具体的な話を今決めているところではございません。これから検討したいと思えます。

○市田忠義君 第三者機関の設置も含めて検討するというところで、是非やっていただきたいということを述べておきたいと思えます。

今回の法改正で住民が意見を述べる機会が増えることになるわけですが、事業者がその意見を真摯に受け止めて検討することが私は不可欠だと思うんです。その点で設楽ダムは一体どうだったのか。

この事業の方法書の縦覧期間、方法、意見の数について述べていただけますか。

○政府参考人(小池一郎君) 環境影響評価方法書の縦覧につきましては、環境影響評価法第七条に基づきまして、平成十六年十一月二十四日から十二月二十四日までの一か月間、設楽ダム工事事務所など六か所において実施いたしました。その結果、六十六通の意見書、延べ数にいたしますと百五十七件の意見が提出されたところでございます。

○市田忠義君 ホームページでの閲覧は可能でしたか。

○政府参考人(小池一郎君) ホームページでは閲覧は可能ではございませんでした。

○市田忠義君 現地に伺いますと、閲覧のやり方が広く住民の意見を求めて英知を集約するという点で極めて困難だったと言われています。また、住民意見の提出期間がちやうど年末年始の期間に重なったために、帰省や行事に追われて落ち着いて意見を出す状況ではなかったと。

こういう問題は法改正によって若干改善することとも期待されますけれども、問題は住民意見の事業への反映であります。このダムの方法書について、多かつた意見は、水質に係る調査地域について、調査地域を豊川流域全体と三河湾に広げるべきだと、これ三十七通であります。しかし、事業者はこの意見を取り入れませんでした。同様の意見は、住民だけではなくて流域で漁業をしている人たちからも出されています。

国交省にお聞きしますが、二〇〇五年に豊川水系漁協連絡協議会名で意見書を受け取っておられ

るはずですが、その内容を簡単に説明してください。

○政府参考人(小池一郎君) 二〇〇五年六月に今御指摘ございました豊川水系漁協連絡協議会から意見書をいただいております。その内容は、設案ダム建設に伴う豊川のアユへの影響等を懸念し、ダム建設に反対するといふものでございます。

○市田忠義君 さらに、環境破壊とは、我々の母なる川、日本一のアユ釣りメッカ、豊川上流にアユが育つことはできないと判断したからこういう意見書を出したんだということを述べておられます。この意見書は豊川水系の七漁協の代表理事組合長の連名によるものであります。そういう意味では大変重いと。

そこには遊漁券の販売実績、漁業者の数の推移などの資料が添付してあります。簡潔に数だけ述べてください。

○政府参考人(小池一郎君) 御指摘のとおり、意見書におきましては、宇連川の遊漁券販売数と漁業従事者数について記載されております。それによりまして、遊漁券販売数は、平成二年には六千十六枚だったところ平成十六年には七十一枚、漁業従事者数につきましては、年間三十日以上漁業をしている正組合員の数が三百五十五名から九十三名にそれぞれ減少したとされております。

○市田忠義君 恐るべき事態で、一九九〇年には六千枚以上の販売があった遊漁券が二〇〇四年には七十一枚、漁業者が三百五十五名から九十三名に減少している。漁協の幹部は、これらは周辺のダムの影響だと指摘しておられます。漁協の幹部の一人にお聞きしましたら、日本一のアユの味がすると評判のいい川だったのが、二〇〇五年には遊漁券の販売数がついにゼロになった、これ以上ダムを造れば流域全体が駄目になると訴えておられます。

設案ダムのアセスでは、こんな深刻な被害が出ている漁業関係者の意見も住民意見も全く無視されています。こんなことが果たして許されるのかと。これは大臣の認識聞きたいと思います。

また、法改正で住民が意見を述べる機会が増え、きちんとアセスにそれが反映されるようにしないと私は意味がないと思うんですが、それも併せて大臣の認識をお聞きしたいと思えます。

○国務大臣(小沢鋭仁君) 今のようない意見は、これは事業者がしっかりと受け止めていただいて、必要に応じて対応すべきところはやっていただかなければいけないと、こういうことだろうと思えます。

その事業に関して今後云々かんぬんということ、環境大臣としては意見を差し控えていただきたいと思えますが、いずれにいたしまして、事業者によって必要な調査、予測、評価がなされ、でき得る限りの保全措置が盛り込まれていくことが重要と、こう認識をしております。

○市田忠義君 ちよっと人ごとのような話で、環境省にはそういう権限がないとおっしゃいましたけれども、やっぱり住民意見だと漁業関係者の意見は事業者がしっかりと耳傾けてもつともない意見は取り入れると、当然だという点ではいかがですか。

○国務大臣(小沢鋭仁君) 住民の意見を大事にしていけることは当然のことだと思えます。

○市田忠義君 実際にはそうならないんですよ。例えば、評価書で取り入れられたのは知事意見であって、それ以外の住民意見や漁業関係者の意見はもうほとんど反映されていないというのが実態であります。

今紹介しただけでも大変重い意見なのに、二〇〇七年、さらに愛知県漁業協同組合連合会が、設案ダム建設による三河湾への影響調査、これを求める意見書を国交省に提出しています。また、同じ年に日本海洋学会の海洋環境問題委員会が設案ダムについて提言を発表しています。国交省、どういうタイトルの提言でしたか。

○政府参考人(小池一郎君) 今御指摘がありました提言でございますけれども、平成十九年度に日本海洋学会海洋環境問題委員会は愛知県豊川水系における設案ダム建設と河川管理に関する提言と

いうことで提言を行っております。

○市田忠義君 その提言の第一項目に、ダム建設が三河湾に及ぼす影響を調査すべきだと、こういう提言であります。ダム建設に絡んで日本海洋学会が川と海との関係に着目した調査の必要性を指摘したのはこれが初めてであります。それだけダム建設による三河湾への影響を憂慮しているといふことの証明だと思ふんですが、先日、私、テレビで三河湾六条潟のことを放映しているのを見ました。愛知県は日本のアサリ漁獲量の三割を占めています。その稚貝の大半が六条潟で、アサリがわき出ると言われているところでもあります。ここに影響が出ると漁業者は壊滅的な被害を受けて、豊かな干潟も影響を受けると。

環境大臣にお聞きしたいんですが、これだけの意見、関係者からの強い懸念が出ているのにアセス手続の中では全くこれが反映されていない。事後調査の規定を設けると、こういう趣旨からすれば、豊川水系流域、そして三河湾への影響調査も実施すべきだと思ふんですが、いかがでしょう。

○国務大臣(小沢鋭仁君) 今の委員の御指摘は、いわゆる広域的にそういったダム建設等の影響評価をすべきであると、こういう御指摘だと思えます。まさに日本海洋学会海洋環境問題委員会の提言もそうした内容になっておるわけでございまして、環境省としましては、このようなダム事業における広域的な視点というのは極めて重要と、こう思っております。

○市田忠義君 時間がないので締めくくりにしますけれども、豊川と三河湾の汚染の関係については、設案ダムのアセス以前から関係学会の方々から指摘されていた重要な問題だったんです。それを環境大臣意見では踏まえていなかったという問題があると。六条潟というのは奇跡の干潟と言われています。三河湾では、同事業が実施されれば、ダム湖の堆砂に伴って海岸浸食を加速して干潟や浅瀬を消失させる懸念が指摘されています。干潟、浅海域の保全の遅れというのは本本当に喫緊の課題の一つで、環境大臣に最後にお聞きして

終わりますが、これまで設案ダム建設による希少種への深刻な影響、それから豊川水系流域、三河湾への影響について私、それぞれ指摘してきましたけれども、これほどの環境破壊がはつきりしている事業であり、目的もことごとく破壊しているわけですから、希少種の保護、生態系の保全、環境保全の観点から国交大臣に事業の中止をお求めになるべきだと思ふんですが、これは国交省の仕事だと言わないで、環境省は環境を守るために存在しているわけですから、省を越えてそういうことを率直に意見を述べられるべきだと思うんですが、そういう意見を述べられる用意はあるかどうか、最後にお聞きして終わります。

○国務大臣(小沢鋭仁君) 環境省としては、いわゆるその時点においても広域的な視点が重要と認識をし、なおかつそういった審査の段階でも確認はしてきたと、こういうふうな承知をしているわけでありまして、現状、市田委員の御指摘というようなことであれば、環境省としても、これは私としても一回検討させていただいて、そしてその後判断をさせていただきたいと、こう思っています。

○市田忠義君 終わります。

○川田龍平君 早速質問に入らせていただきます。

一番目の質問をちよっと最後に持っていきたいと、二番目の質問から入らせていただきたいと思います。

沖縄県の新石垣空港建設で、日本最古と判明した人骨化石の発見現場が破壊されたとの報道がありますが、国交省はこの事実をどのように認識しているのでしょうか。止めることはできなかったのでしょうか。また、文化庁は文化財保護の観点からこのようなことが起きないように工事を止めることはできないのでしょうか。併せてお聞きいたします。

○大臣政務官(藤本祐司君) 川田委員にお答えいたします。

今御指摘いただきましたとおり、新石垣空港の

建設の場で日本最古と、二万年前の人間化石が発見されたということでございます。これまでは私の地元であります浜松市が一番古く、一万四千年前だったんですが、六千年ほど更新されて、個人的にはちょっと残念だったなという思いはあるんですが、こういう事実があるということでございます。

この人骨等の発見現場で平成二十年に文化財調査のために、これは、新石垣空港自体も地方管理空港で、県営の、沖縄県が管理する空港になりますが、この調査においても、沖縄県が、その洞穴に入るところ、いわゆる入洞部分なんですが、に必要な範囲の掘削を行っております。これは沖縄県の文化課、県立の埋蔵文化財センターの職員と現場で調整した上で実施したものであるというふうに認識をしております。一部報道の中でこの空港建設、文化財を調査するために一部破壊されたのではないかとというような報道があったわけなんです。これは県の文化財担当部局と調整の上で実施したものでありまして、県の方からは特段これは破壊をしたものではないという認識を受けております。

○大臣政務官(後藤斎君) 文化財の部分は本当に国民生活の中でこれからもきちっと守らなきゃいけないものは守るという文化財保護法の観点から文化財保護の行政、これからも進めてまいりたいと思っております。今先生が御指摘いただいた白保竿根田原洞穴につきましては、今国土交通省からも御説明がありましたように、平成二十年に沖縄鍾乳洞協会からの情報に基づいて、平成二十年の八月から九月にかけて沖縄県教育委員会が試掘調査を実施しました。これは法第九十九条に基づく試掘・確認調査ということでありますが、その後、発掘作業員等の作業をするために、安全管理上の措置として洞穴天井部の開掘を行っておりますが、人骨化石が発見された場所については開掘がちょっとずれておまして、開掘はされていないということでもあります。今後、今度記録保存とい

う調査に、本年の八月に発掘調査は予定しております。洞窟周辺の工事は、現在、今お話しのように行っておりますが、いずれにしても、この記録保存調査の中できちっと沖縄県が保存に値するといふふうに認めれば、文化庁の文化審議会等々の諮問に多分付託をされて、保存に関する文化庁としての、政府としての流れが進んでいくといふふうに思っております。

いずれにしても、極めて重要な成果が得られたという前提に立てば、新沖縄航空整備計画推進に与える、公共の影響も与える、その影響も考慮しながら適切な保存管理が行われるように沖縄県に対しても必要な協力を実施してまいりたいというふうに考えております。

○川田龍平君 是非やっていただきたいと思いま

す。そして、この新石垣空港については、十五日の松野委員の質疑でも明らかになったように、失敗例の一つで、紆余曲折の結果、現在の場所に決まったのですが、この場所はサンゴが隆起してできた石灰岩の大地の上に造られ、地下に鍾乳洞が多くあるけれども調査が不十分で、洞穴が工事着工以降に新たに発見されています。

アセス報告では、地表からのボーリング調査で地下の水流や水温を測っていますが、実際は雨水が下水管のように洞穴に集まって海に運ばれ、サンゴ礁の死滅や滑走路の陥没を招くおそれがあるとの指摘もされております。さらに、工事現場の赤土がサンゴ礁に流出し、建設地内に絶滅危惧種コウモリの出産、保育の場所が発見されるなど、着工後に新事実が出ていとも指摘されていま

す。文化財を破壊したという事実も踏まえ、環境省としてこうした事実を、工事を止めることはできなかったのでしょうか。環境省にお尋ねします。

○副大臣(田島一成君) 今御指摘いただきました工事の中止を含めました事業の実施に関する意思決定につきましては、今御指摘いただいております環境面のみならず、例えば、先ほども御答弁い

ただいている文化財等々の面など、他の公益を含めた総合判断によってやはり行われるべきだといふふうに思っております。

現行のこのアセス制度におきましては、事業者のセルフコントロールの考え方を基本とし、その手続によって得られた環境影響評価の結果を適切に許認可等に反映をさせていくという考え方に立っておりまして、事業の開始後に事業を中止するといふ仕組みはそもそもこのアセス制度にはなじまないといふふうに考えているところでございます。

また、御指摘をいただきました赤土流出対策であるとか、小型コウモリ類の保全につきましましては、環境大臣がその意見において、重点を置いて様々な対策であるとか事後の監視などを求めているとしまして、事業者である沖縄県は専門家による検討委員会を設置して指導、助言を受けながら環境保全措置を実施しているところと承知をしているところでございます。

○川田龍平君 是非この文化財でありますとか自然環境を保護するための活動もしつかり指導していただきたいし、環境省としてもやっていただきたいと思っております。

次に、放射能の安全性についてもこの環境アセスの対象とすべきではないかということについて伺います。

環境基本法十三条や環境影響評価法五十二条では、放射性物質による汚染についてはこれらの法律は適用せず、原子力基本法で定めるとしておりますが、原子力発電所の安全性と住民への理解を深めるために環境アセスの範囲を広げて放射性物質による汚染も含めるようにすべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(小沢鋭仁君) 今委員がおっしゃっていただいたのが現行の規定でございます。環境影響評価法は環境基本法第二十条に基づき制定されておりまして、環境基本法の範囲内において環境影響評価に関する手続を定めることが想定をされているわけでありまして、

また、環境基本法第十三条には、放射性物質による大気汚染等の防止のための措置については、原子力基本法その他の関係法律で定めるところによると規定されておりまして、このため放射性物質については環境影響評価法ではなく、原子力基本法及びその他の関係法律に基づいて対応がなされることが適切だと現時点では判断をしているところでございます。

○川田龍平君 トリチウムですとかクリプトンといったものは蓄積されるものという問題もあり、一定の濃度以下だから安全ということでは言えないと考えています。基本的に出さないという方針でやっていたかと思いますが、この安全性の担保というのはいかなるかと考えています。また、六ヶ所再処理工場などを含め、今後完全に閉じ込めることはできないということですから、なおさらきちんとこの規制をしていくことを考えていくべきだと、新たな規制を考えていくべきだといふふうに考えております。

また、その次に、ごく低レベルの放射性廃棄物の規制を外して産業廃棄物などとして扱うことを可能にする放射線障害防止法一部改正案を審議した四月九日の衆議院の文部科学委員会、大谷政務官は次のように答弁をされています。クリアランスされた廃棄物を廃棄物処理法と同じ廃棄物として扱っていいかという、もしものもしものものした場合が出てきた場合、しっかりとどこに行ってしまったのか判断しなければいけないと、トレイサビリティをしつかり持たないといけないと考えておりますし、そういう議論をしてきました、本年度の予算を少しいただきました。トレイサビリティを確保する基本的な施策を検討する費用としております。安全性を確保するために、文部科学省や事業者と連携する検討が始まったと理解いただきたいと思います。

そこで、この検討について御説明をいただきましたと思います。例えば予算費目、予算額と検討体制はどうなっているでしょうか。検討を基に、この放射線障害物質防止法一部改正法の施行までに

このトレサビリティを確保する仕組みが構築されると考えてよいのでしょうか。

○大臣政務官(大谷信盛君) ありがとうございます。

今まさにオンゴーイングで進んでいるところでごさいます。原子炉等規制法をベースにして、しっかりと後で追いかける、回収ができることを確実にするようなトレサビリティのルールを作っていくというふうに思っております。

環境省のやっている廃棄物処理法のマニフェストにも明記するなど、いろんな仕組み考えて、どこかの段階では与野党の先生方にも見ていただきたいというふうに思っておりますので、今日のところはここまでということ、やっているとすることで御理解をいただけますようお願いいたします。重要性を本当に御認識させていただきありがとうございます。

○川田龍平君 是非、具体的なことはまた後ほど是非お答えいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、複合的アセスメントと再アセスの必要性について質問をいたします。

配付資料で、このカラーの配付資料を御覧いただきながらお聞きいただけたらと思いますが、徳島県の吉野川河口域にはこの徳島東環状線東環状大橋が建設中であり、この黄色い真ん中の線です、それからこの四国横断自動車道の徳島ジャンクションから徳島東インター間において、この河口入口を橋梁式で通過する計画、この赤い線のところ、があり、マリニピア沖州第二期工事で人工海浜埋立ても行われました。

こういった吉野川の河口から五キロ以内に、今、吉野川橋、吉野川大橋があり、今度は東環状大橋が二百五十億円以上掛けて二年後の春に完成に向け建設中で、約一・五キロしか離れていないところに四本目の橋として四国横断自動車道が架けられようとしています。四本目の橋は徳島ジャンクションから徳島東インターを結ぶ四・三キロ

に約六百億円が投じられることとなりますが、この建設中の東環状大橋と共用することはできないのでしょうか。これは、事業仕分の初日の第一ワーキンググループでも無駄が指摘され、また高速道路無料化方針からしても造る意味が問われています。明らかに二重の投資だと思いますが、いかがでしょうか。

また、この四国横断自動車道の鳴門ジャンクションから小松島インターまでの区間は閣議アセスが一九九六年になされており、当時は道路公団のみによるアセスでしたが、鳴門ジャンクションから徳島東インターまでは西日本高速道路株式会社、徳島東インターから小松島インターまでは新直轄事業で国交省と徳島県によるもので、閣議アセス時と状況が変わり、事業主が分割されています。アセスのやり直しが必要ではないかと考えますが、国交省にまず見解を求めます。

○大臣政務官(藤本祐司君) 何か幾つかまとまった質問があったかと思うんですが、まず川田委員の中で、四国横断自動車道と徳島東環状線の両方が建設されていて、どちらかが、どちらかという必要ではないかという御質問が冒頭あったかと思いますが、それについてお答えをいたしますが、四国横断自動車道は、徳島県の南部の地域間交流を、広域的な地域間交流を担う道路であるという位置付けが一つ。一方で、徳島東環状線は、徳島市の中心部あるいはその周辺部における渋滞の緩和を目的とする道路であって、これはまた役割が全く別のものでございますので、そういう意味で東環状線を今整備を行っているところでございまして、全体としての進捗率はもう九三%から九四%という状況になっているところでございます。

そして、徳島東環状線の開通後の状況などはただきつちりと踏まえて、今後御指摘いただいたような事業評価をきちんと行った上で適切な判断をしていきたいと、そのように考えております。

○川田龍平君 この徳島ジャンクションから小松島までは未着工でして、またさらに調査中という

ことで、さらに小松島から阿南までは測量調査中というところで、まだ建設は進んでいないんですね。そういう意味では、建設されかかっているこの東環状線の東環状大橋を更に共用するという形でこの橋をうまく使うことができないかどうかというところを検討していただきたいということなんですが。

次に、環境省に伺いますが、この吉野川河口域五百ヘクタールというのは、東アジア・オーストラリア地域のシギ・チドリ類の重要生息地ネットワークということで日本で最初に参加をしまして、環境省の日本の重要湿地五百にも選定されて、ラムサール条約湿地に登録される地域で運動がなされている国際的にも重要な湿地であります。我が国で最大級の規模を持つ吉野川河口干潟は、シオマネキなど多くの貴重生物の生息地であり、シギ・チドリ類など七十種類を超える野鳥のえさ場になっております。また、マリニピア沖洲第二期工事は、高速道路インターチェンジ用地として沖洲海浜を埋め立てる計画であり、レッドデータブック掲載種であるルイスハンミョウを移植するミティゲーション措置として人工海浜工事が始まったのであります。こうした複数の開発によって、河口干潟や沿岸域の生態系への影響が心配されております。また、渡り鳥の飛翔など様々な影響やホウロクシギなど大型の渡り鳥の利用に対する影響も懸念されております。

河口は川と海と陸が出会う場所、法制度や行政上の管轄が複雑に入り組んでおり、環境保全上様々な問題が起きる場所でもあります。河口のごく狭い地域に複数の開発計画が集中している場合、複合的な環境影響評価をする必要があるのではないのでしょうか。吉野川と海の境界を分断するように建設が予定されている高速道路橋は本当に必要なものでしょうか。ほかの事業や社会状況の変化と連動した複合的アセスメントが制度として必要ではないのでしょうか。副大臣、お答えいただけますか。

○副大臣(田島一成君) 御指摘いただきましたように、法アセス対象の事業におきましては、複数の事業が同一地域で計画される場合など、必要に応じて複合的影響についての環境影響評価が行われているところでもございます。また、環境影響評価法におきましては、相互に関連する複数の事業が実施される場合は、アセス手続を併せて実施することができるよう規定をしております。

これらの取組でありますとか規定を踏まえまして、事業者におきまして必要に応じて複合的影響についての環境影響評価が検討されるものというふうに考えております。

○川田龍平君 この四国横断自動車道に見られるように、閣議アセス後、未着手であるものが多数あり、中環審の答申でも言及をされています。今後の環境アセスの在り方を問い直す意味でも、未着手のものや事業が完了していないものについて洗い出して、きちんと把握した上で、それについて再アセスが必要かどうか判断する必要があるのではないのでしょうか。

閣議アセス後の未着手事業への再アセスが必要だと考えますが、国交省と環境省の認識を伺いたしたいと思います。

○大臣政務官(大谷信盛君) 環境省の方から。そういうこともあり得るのかなというふうに思っています。長期間でも、十年も二十年もあれば三年、五年というのでもございます。

ただ、一律に全部やり直ししなければいけないと法でくくってしまうのが適切かというと、まだそこまでの判断は至れていない。そして、もう一つのポイントは、自主的にもう一回しようと思えばできますので、そういう環境変化があったときにはきつと住民からの御指摘や専門家からの指摘などがあって、何らかの形でそういう動きができてくるのではないかとこのように思っておりますので、今のところは法でもって義務付けることはちょっと慎重にならざるを得ないなというふうに思っております。意図はよく分かっております。

○川田龍平君 国交省も是非お願いします。

○大臣政務官(藤本祐司君) 確かに、そのアセス

後、長期間にわたって本当に全く着工できていないと、着工していないということに關しましては、再アセスということも含めて、もちろん個々に考えをそこでもう一度調査あるいは検証する必要性はあるんだろうと思いますし、あるいは工法自体を変えるというようにあるんだろうというふうに思います。

今回御指摘をいただきました干潟の部分についても、徳島県においてはこれはきちっと動植物等への影響について自主的に調査を検討したということにおいて、いわゆる橋脚のスパンを長くするとか、そういう工法については見直しをしたものがございますので、この辺りも含めて考えていく可能性というのはあるんじゃないかなと思います。

○川田龍平君 いま一度是非検討いただきたいと思いますが、特に、事業主が変わって国と県の新直轄になったということで、県にも県民にも負担が増えたりですか、それから事情によつては変化してきているところがありますので、もう一度、いま一度の再アセスを是非やっていたきたいと思つています。

次に、最後ですがけれども、事業者から住民の意見に対する説明が必要ではないかという点について伺います。

現行制度では、住民意見に対する事業者の見解は、都道府県知事などには送付され、方法書や準備書に記載、縦覧されますが、事業者から提出した住民へ直接説明する機会はありません。住民の方々の信用を得るためにも、信頼を得るためにも、またより一層の住民参加という観点からも、住民参加の公聴会などの機会もあるべきと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

○副大臣(田島一成君) 住民意見への事業者見解につきましても、現行法では、意見聴取手続の次の段階で作成されますアセス図書に記載されることになっておりまして、住民との情報共有はこうした仕組みを通じて適切になされるものというふうに承知をしております。

○川田龍平君 是非、条例だけでなく、都道府県の境にある場合など国レベルでやった方がいいケースも出てくるのが考えられますし、国が各自治体の環境アセス条例をリードする役割を持つべきではないでしょうか。それについていかがでしょうか。

○副大臣(田島一成君) 例えば、公聴会の設置等々も当然考えられるというふうに思いますし、実際に中環審の中でも御議論をいただいていたことでもございました。ただ、この公聴会を設置することを義務付ける等々も含めて検討しますと、既にもう地方公共団体の大半がこの公聴会を条例に基づいた形で開催をされているところがございますので、重複するという点も中環審の中でも御指摘をいただきました。

したがって、公聴会の制度化については非常に慎重な対応が必要だということに思っておりますが、ただ、地方自治体で既にやっていた部分と国がやるべき部分が重複しないように、こうした点については今後いろいろと検討はやはりしていかなければならないだろうというふうに思っております。

○川田龍平君 先ほども吉野川の河口について話をしましたが、この吉野川の第十堰については、先月の終わりに前原国交大臣が第十堰を残して可動堰は造らないことを前提にし、淀川のように準備段階から住民が参加するような形でできるような方向性を明確に打ち出しております。

可動堰問題は長期間にわたって議論が続いている問題であり、当初から住民が参加していればこんなに長期化しなかったはずだと考えています。吉野川第十堰の例を教訓に、住民の意見をしっかりと聴いて、住民が参画する形でアセスをするということが重要であることを認識していただきたいと思いが、いかがでしょうか。もう一度環境省と国交省に。

○副大臣(田島一成君) 先ほども申し上げましたけれども、やはり住民の皆さんと情報をしっかりと共有していくことの重要性については私どもも

大変大事だということに考えておりまして、現行法においてのこの事業者見解に係る住民意見への対応の仕方についても、しっかりとそれを執行していただくことを私どももチェックをしつかりしていきたいというふうに考えております。

○大臣政務官(藤本祐司君) 川田委員が今御指摘を述べられております。

やはり当初から、一部の住民だけではなくて、様々な多面的なあるいは多角的な視点で住民の意見を伺うということは大変重要だと考えております。

○川田龍平君 ありがとうございます。是非、そういった公聴会という立場を、条例とかなどでは定められていないところもありますので、是非国の方でもこういったものを義務化しなくても検討していただければいいかなと思っております。よろしくお願いします。ありがとうございます。

○委員長(山谷えり子君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

本案の修正について加藤さん及び市田さんから発言を求められておりますので、この際、順次これを許します。加藤修一さん。

○加藤修一君 環境影響評価法の一部を改正する法律案に対する修正案趣旨説明を行います。

私は、ただいま議題となつております環境影響評価法の一部を改正する法律案に対し、公明党を代表しまして、修正の動議を提出いたします。その内容は、お手元に配付されております案文のとおりですが、改正法附則の検討事項について修正を行うとするものであります。

これより、その趣旨について御説明申し上げます。

第一に、環境影響評価法全体の見直しに係る検討事項に規定する検討時期を改正法の施行後十年から五年に変更することとしております。

第二に、政府は、改正法の施行後三年を目途と

して、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業の実施を目的とする施策の策定又は変更の立案の段階において、当該施策に基づき実施されるものが想定される事業が環境に及ぼす影響についての調査を行い、当該調査の結果に基づいて環境の保全に配慮しつつ当該施策を策定又は変更する仕組みについて検討を行うものとしております。

第三に、政府は、改正法の施行後三年を目途として、環境影響評価が行われた事業について、事業の実施後の環境の状況等の把握のための調査その他の環境影響評価に係る検証が行われ、その成果が地方公共団体、事業者、住民等に提供されること等によりその後に行われる環境影響評価等に活用される仕組みについて検討を行うものとしております。

以上であります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(山谷えり子君) 市田忠義さん。

○市田忠義君 私は、日本共産党を代表して、今議題となつております環境影響評価法の一部を改正する法律案に対する修正案の趣旨を説明いたします。修正案は既にお手元に配付されておりますので、詳細な説明は省かせていただきます。

その修正の第一は、法の目的に、住民等の参加を規定することで、環境影響評価のすべての過程において住民、専門家等の参加と、その意思の反映について徹底することを明確にしました。

また、環境影響評価に当たらず、事業実施を前提とした環境配慮にとどまらず、人類生存の基盤である生物多様性の損失を回避することを踏まえた慎重な検討を行うよう、生物多様性の確保を目的に明記しました。

第二は、国際的な水準の戦略的環境アセスメントの導入を図るため、国等の責務に、国の施策に関する基本的な方針又は計画の策定、変更の段階から環境影響評価を行うことを規定しました。また、方針又は計画の構想段階で検討を行う際、事

業を実施しない案を含む複数案の検討を行うことを明記しました。このことにより、個別事業の内容が固まる前の早い段階で、ルート、立地等の決定に当たって複数案を検討し、重大な環境影響を事前に回避、低減することが可能となります。

第三は、環境大臣意見の位置付けを高めるため、免許等を行う者が事業者に対して意見を述べる際には、環境大臣の意見を勘案するとともに、別途その意見を付記することとします。また、許可権者が地方公共団体の長である場合、評価書について環境大臣の助言を求めることを義務付けます。

第四は、事業者に対し、方法書前の手続において住民等からの意見聴取を義務付け、報告書手続においては、必要がある場合、所要の措置を講ずるべきことを明記しました。このことにより、事業者が事業実施後も含めて、環境の保全、生物多様性の確保に責任を持つことを明確にしました。

第五は、公正な環境影響評価を確保するため、事業者や特定の者の影響を受けない独立した第三者機関を設置します。これにより、国土的な環境、生物多様性保全の観点から、専門的知見を基に科学的で客観性を持った環境大臣意見を担保します。

第六に、発電所に係る環境影響評価その他手続に関する特例措置を削除することで、この法律による統一した環境影響評価制度であることを鮮明にいたしました。

以上、委員の皆さんの御賛同をお願いして、趣旨の説明を終わります。

○委員長(山谷えり子君) これより原案並びに修正案について討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに環境影響評価法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、市田さん提出の修正案の採決を行います。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山谷えり子君) 少数と認めます。よって、市田さん提出の修正案は否決されました。次に、加藤さん提出の修正案の採決を行います。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山谷えり子君) 多数と認めます。よって、加藤さん提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部の採決を行います。

修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山谷えり子君) 全会一致と認めます。よって、修正部分を除いた原案は可決されました。

以上の結果、本案は多数をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

この際、有村さんから発言を求められておりますので、これを許します。有村治子さん。

○有村治子君 私は、ただいま可決されました環境影響評価法の一部を改正する法律案に対し、民主党・新緑風会・国民新・日本、自由民主党・改革クラブ、公明党及び日本共産党の各派並びに各派に属しない議員川田龍平さんの共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

環境影響評価法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、免許等を行う者等は、審査等を行うに際しては、環境大臣の意見を反映させるよう努めるとともに、その反映結果を公表すること。
二、環境影響評価制度全般に関して、その実施状況を見ながら、見直しに係る検討事項に規定する検討時期を待つことなく、不断に見直しを行い、適宜適切に制度の改善を図ること。

三、本法の施行前に環境影響評価が行われる事業についても、本法の趣旨を踏まえ、事業のより早期の段階から適切な環境配慮がなされるよう指導すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(山谷えり子君) ただいま有村さんから提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山谷えり子君) 全会一致と認めます。よって、有村さん提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、小沢環境大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。小沢環境大臣。

○国務大臣(小沢鋭仁君) ただいまの附帯決議につきましては、その趣旨を十分に尊重いたしましたので、関係省庁とも連携を図りつつ努力をしてまいりる所存でございます。

○委員長(山谷えり子君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山谷えり子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山谷えり子君) 次に、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。小沢環境大臣。

○国務大臣(小沢鋭仁君) ただいま議題となりました大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及

び内容の概要を御説明申し上げます。

かつて我が国では、高度経済成長期に深刻な公害が発生し大きな社会問題となりましたが、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等の制定、地方公共団体及び事業者による対策等の成果として、大気環境及び水環境の状況は顕著に改善されてまいりました。

しかしながら、近年、地球温暖化を始めとする環境問題の多様化、地方公共団体や企業における経験豊富な公害防止担当者が多数退職しつつあること等を背景として、公害防止対策を取り巻く状況が構造的に変化しています。

こうした中、昨今、一部の事業者において、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の排出基準の超過があった場合に、ばい煙や排水の測定結果を改ざんする等の不適正事象が発生しています。

さらに、公共用水域において発見される水質事故の件数の増加が見られるところです。

こうした現状にかんがみ、事業者及び地方公共団体による公害防止対策の効果的な実施を図るため、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、ばい煙量等の測定結果の未記録等に対する罰則の創設についてであります。

ばい煙排出者及び排水を排出する者等に対し、ばい煙量又は排水の汚染状態等の測定結果の記録に加え、その記録の保存を義務付けるとともに、これらの義務に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者に対する罰則を設けることとしております。

第二に、事業者の責務規定の創設についてであります。

事業者は、ばい煙又は排水の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴うばい煙又は汚水の排出等の状況を把握するとともに、ばい煙の排出抑制又は水質汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようにならなければならないこととしております。

中「配慮書」を「検討書」に改め、同改正規定のうち第三条の四（見出しを含む。）及び第三条の五中「配慮書」を「検討書」に改め、同条に次の一項を加える。

2 環境大臣は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

第二条のうち第二章第四条の前に一節及び節名を加える改正規定のうち第三条の六中「配慮書」を「検討書」に、「前条」を「前条第一項」に、「勘案しなければ」を「勘案するとともに、その書面に当該環境大臣の意見を付記しなければ」に改め、同改正規定のうち第三条の七の見出し中「配慮書」を「検討書」に改め、同条第一項中「配慮書」を「検討書」に、「求めるように努めなければ」を「求めなければ」に改め、同条第二項中「計画段階配慮事項」を「計画構想段階配慮事項」に改め、同改正規定のうち第三条の九第一項中「配慮書」を「検討書」に改め、同条第二項中「計画段階配慮事項」を「計画構想段階配慮事項」に改め、同改正規定のうち第三条の十の見出し中「計画段階配慮事項」を「計画構想段階配慮事項」に改め、同条第一項前段中「立案」を「構想」に改め、「実施されるべき区域」の下に、「事業規模を加え、「一又は」を削り、「配慮すべき事項」を「検討すべき事項（当該事業を実施しない場合における環境の状況の予測のために把握すべき事項を含む。以下この項において同じ。）」に改め、同項後段中「配慮すべき事項」を「検討すべき事項」に改める。

第二条のうち第五十三条第一項の改正規定中「立案」を「構想」に改め、「実施されるべき区域」の下に、「事業規模」を加え、「一又は」を削り、「配慮すべき事項」を「検討すべき事項（当該事業を実施しない場合における環境の状況の予測のために把握すべき事項を含む。以下この項において同じ。）」に改め、同項後段中「配慮すべき事項」を「検討すべき事項」に改める。

第二条のうち第五十五条の改正規定及び第七章第一節中第三十九条の前に見出し及び一条を加える改正規定中「計画段階配慮事項」を「計画構想段階配慮事項」に改める。

階検討事項」に改める。

第二条のうち第三十九条の改正規定中「配慮書」を「検討書」に、「計画段階配慮事項」を「計画構想段階配慮事項」に改める。

第二条のうち第四十条を改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第四十条の二中「第三十八条の五まで」を「第三十八条の五の二まで」に改め、「第三十八条の二第一項に規定する事業者」とあるのは「都市計画事業者」との下に、「第三十八条の五の二の見出し中「事業者」とあるのは「都市計画事業者」と、同条中「第三十八条の二第一項に規定する事業者」とあるのは「都市計画事業者」と、「当該事業者」とあるのは「当該都市計画事業者」とを加える。

第二条のうち第四十四条の改正規定中「配慮書」を「検討書」に、「計画段階配慮事項」を「計画構想段階配慮事項」に改める。

第二条のうち第六章第三十八条の次に四条を加える改正規定中「次の四条」を「次の五条」に改め、第三十八条の四に次の一項を加える。

2 環境大臣は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、審議会等で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

第二条のうち第六章第三十八条の次に四条を加える改正規定のうち第三十八条の五中「前条」を「前条第一項」に、「勘案しなければ」を「勘案するとともに、その書面に当該環境大臣の意見を付記しなければ」に改め、同改正規定中同条の次の一条を加える。

（事業者の講ずる措置）

第三十八条の五の二 第三十八条の二第一項に規定する事業者は、前条の意見が述べられた場合において、第三十八条の四第一項の規定による環境大臣の意見を参考としつつ前条の意見を勘案して必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるようになければならない。この場合において、当該事業者は、前条の意見を述べた者に対して必要な助言を求めることができる。

第二条のうち第五条の改正規定中「配慮書」を「検討書」に、「これ」を「第三条の五第一項の規定による環境大臣の意見を参考としつつ第三条の六の意見」に改め、「区域」の下に、「事業規模」を加える。

第二条のうち第十一条の改正規定中「改める」を「改め、同条第三項中（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）を削る」に改める。

附則第一条第一号中「第九条」の下に「及び第十条」を加え、同条第二号中「四条」を「五条」に改め、「及び附則第十一条の規定電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の目次の改正規定、同法第四十六条の四及び第四十六条の二十二の改正並びに同法第三章第二節第二款の二中同条を第四十六条の二十三とし、第四十六条の二十一を第四十六条の二十二とし、第四十六条の二十の次に一条を加える改正規定を除く。」を削り、同条第三号中「四条」を「五条」に改める。

附則第六条第一項第一号中「計画段階環境配慮書」を「計画構想段階環境検討書」に改める。

附則第七条中「及び第三十八条の三」を「第三十八条の三及び第三十八条の五の二」に改める。

附則第八条第一項及び第三項中「計画段階配慮事項」を「計画構想段階検討事項」に改める。

附則第十一条を削り、附則第十条を附則第十一条とし、附則第九条の次に次の一条を加える。

（関係法律の整備）

第十条 この法律の施行に伴い必要な関係法律の整備については、別に法律で定める。

四月十六日日本委員会に左の案件が付託された。

一、アスベスト被害の根絶と補償に関する請願（第七六八号）（第七六九号）（第七七〇号）（第七七一号）（第七七二号）（第七七三号）（第七七四号）

第七六八号 平成二十二年四月六日受理

アスベスト被害の根絶と補償に関する請願
請願者 千葉市花見川区千種町一五五 岩城清美 外三百八十六名
紹介議員 井上 哲士君

建設労働者は、厳しい状況が続いており、仕事がない、多くの労働者がワーキングプアの状態に置かれているなど将来展望が見えない。一方、前原国土交通大臣は、公共投資などの減少を理由に一層の建設業者の淘汰を公言し、「行政サービスを受けたから田舎に住むな、都会に移れ」、さらには国土保全に重要な役割を果たす防災事業について「やり始めたら切りがない」とも言っている。憲法を遵守し、国民生活の向上に努めるべき国土交通大臣としてふさわしくない発言であり、撤回を求める。今、必要なことは公共事業の自身を大プロ中から防災・生活関連・環境分野に転換し、地域住民にとって安心安全な社会資本整備を行うことを通じて、日本の基幹産業を支える中小建設業者の仕事確保を行うことである。そして、建設産業に働く者が健康で安全に人間らしく働けるルールが必要である。同時に、国がその危険性を十分認識しながら対応しなかったアスベスト被害についても、国の責任を認めた上で、その補償と被害根絶へ総合的な制度を確立することを求める。

ついでには、次の措置を採りたい。
一、国はこれまでのアスベスト対策を怠った責任を認め、すべてのアスベスト被害者に対し謝罪し、抜本的・恒久的・総合的な救済・補償制度を確立すること。また、「石綿による健康被害の救済に関する法律」をすべてのアスベスト被害者を対象とし、十分な救済・補償が受けられるよう抜本改正すること。
二、「被害者救済基金」制度を、被害を生んだ責任のある国・石綿含有建材製造企業が拠出して設立すること。

第七六九号 平成二十二年四月六日受理
アスベスト被害の根絶と補償に関する請願

請願者 神奈川県綾瀬市蓼川三ノ五ノ三九

紹介議員 岡田一夫 外三百八十六名

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。

第七七〇号 平成二十二年四月六日受理

アスベスト被害の根絶と補償に関する請願

請願者 埼玉県蕨市錦町六ノ一四ノ八

地幸雄 外三百八十六名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。

第七七一号 平成二十二年四月六日受理

アスベスト被害の根絶と補償に関する請願

請願者 東京都江東区亀戸五ノ四三ノ二

古澤好夫 外三百八十六名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。

第七七二号 平成二十二年四月六日受理

アスベスト被害の根絶と補償に関する請願

請願者 埼玉県上尾市中新井二九二ノ一〇

大日向慶子 外三百八十七名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。

第七七三号 平成二十二年四月六日受理

アスベスト被害の根絶と補償に関する請願

請願者 横浜市港北区高田東二ノ六ノ二〇

田中宏 外三百八十六名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。

第七七四号 平成二十二年四月六日受理

アスベスト被害の根絶と補償に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市立石一ノ一九ノD

ノ五〇一 小南館芳美 外三百八十六名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。

四月十九日日本委員会に左の案件が付託された。

一、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案

(大気汚染防止法の一部改正)

第一条 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十七条の二」に、

「第十七条の二」第十七条の十四を「第十七条の三」第十七条の十五に改める。

第十四条第一項及び第三項中「場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる」を削る。

第十六条中「記録しておかなければ」を「記録し、これを保存しなければ」に改める。

第二章の二中第十七条の十四を第十七条の十五とし、第十七条の十三を第十七条の十四とする。

第十七条の十二第一項中「第十七条の八」を「第十七条の九」に改め、同条第二項中「第十七条の四第一項又は第十七条の五第一項」を「第十七条の五第一項又は第十七条の六第一項」に改め、同条第三項中「第十七条の十」を「第十七条の十一」に改め、同条を第十七条の十三とし、第十七条の十一を第十七条の十二とし、第十七条の十を第十七条の十一とし、第十七条の九を第十七条の十とする。

第十七条の八中「第十七条の四第一項」を「第十七条の五第一項」に、「第十七条の六第一項」を「第十七条の七第一項」に改め、同条を第十七条の九とする。

第十七条の七中「第十七条の四第一項」を「第十七条の五第一項」に改める。

第十七条の五第一項に、「第十七条の六第一項」を「第十七条の七第一項」に改め、同条を第十七条の九とする。

第十七条の七中「第十七条の四第一項」を「第十七条の五第一項」に改める。

第十七条の五第一項に、「第十七条の六第一項」を「第十七条の七第一項」に改め、同条を第十七条の九とする。

第十七条の七中「第十七条の四第一項」を「第十七条の五第一項」に改める。

第十七条の五第一項に、「第十七条の六第一項」を「第十七条の七第一項」に改め、同条を第十七条の九とする。

第十七条の七中「第十七条の四第一項」を「第十七条の五第一項」に改める。

第十七条の五第一項に、「第十七条の六第一項」を「第十七条の七第一項」に改め、同条を第十七条の九とする。

第十七条の七中「第十七条の四第一項」を「第十七条の五第一項」に改める。

第十七条の五第一項に、「第十七条の六第一項」を「第十七条の七第一項」に改め、同条を第十七条の九とする。

第十七条の七中「第十七条の四第一項」を「第十七条の五第一項」に改める。

第十七条の五第一項に、「第十七条の六第一項」を「第十七条の七第一項」に改め、同条を第十七条の九とする。

第十七条の七中「第十七条の四第一項」を「第十七条の五第一項」に改める。

第十七条の五第一項に、「第十七条の六第一項」を「第十七条の七第一項」に改め、同条を第十七条の九とする。

第十七条の七中「第十七条の四第一項」を「第十七条の五第一項」に改める。

第十七条の五第一項に、「第十七条の六第一項」を「第十七条の七第一項」に改め、同条を第十七条の九とする。

第十七条の七中「第十七条の四第一項」を「第十七条の五第一項」に改める。

第十七条の五第一項に、「第十七条の三」を「第十七条の四」に改め、同条を第十七条の八とする。

第十七条の六第一項中「第十七条の四第一項又は」を「第十七条の五第一項又は」に、「第十七条の四第一項第四号」を「第十七条の五第一項第四号」に改め、同条第二項中「第十七条の四第二項」を「第十七条の五第二項」に改め、同条を第十七条の七とし、第十七条の五を第十七条の六とし、第十七条の二から第十七条の四までを一

条ずつ繰り下げる。

第二章中第十七条の次に次の一条を加える。

(事業者の責務)

第十七条の二 事業者は、この章に規定するば

い煙の排出の規制等に関する措置のほか、その

事業活動に伴うばい煙の大気中への排出の

状況を把握するとともに、当該排出を抑制す

るために必要な措置を講ずるようになけれ

ばならない。

第二十七條第二項中「第十七条の十二第一項」

を「第十七条の十三第一項」に、「第十七条の十

二第二項」を「第十七条の十三第二項」に、「第十

七条の四から第十七条の八まで」を「第十七条の

五から第十七条の九まで」に改め、同条第三項

中「第十七条の十二第二項」を「第十七条の十三

第二項」に、「第十七条の四、第十七条の六」を

「第十七条の五、第十七条の七」に改め、同条第

四項中「第十七条の七」を「第十七条の八」に改

め、同条第六項中「第十七条の十」を「第十七

条の十一」に改める。

第二十八條の二第一号中「第十七条の七、第

十七条の十」を「第十七条の八、第十七条の十

一」に改め、同条第六号中「第二十八條第二項

を「前条第二項」に改める。

第三十三條中「第十七条の七、第十七条の十」

を「第十七条の八、第十七条の十一」に改める。

第三十四條第一号中「第十七条の四第一項、

第十七条の六第一項」を「第十七条の五第一項、

第十七条の七第一項」に改める。

第三十五條中「二十万円」を「三十万円」に改

め、同条第一号中「第十七条の五第一項」を「第

十七条の六第一項」に改め、同条第二号中「第十

七条の八」を「第十七条の九」に改め、同条第三

号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一

号を加える。

三 第三十六條の規定に違反して、記録をせ

ず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しな

第三十七條中「第十七条の十二第二項」を「第

十七条の十三第二項」に改める。

(水質汚濁防止法の一部改正)

第二条 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百

三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条の三」を「第十四条の四」に、

「第十四条の四」第十四条の十を「第十四条の

五」第十四条の十一に改める。

第二条第二項第一号中「物質」を「物質(以下

「有害物質」という。)に改め、同条第八項を

同条第九項とし、同条第七項中「第二項第一号

に規定する物質(以下「有害物質」という。))を

「有害物質」に改め、同項を同条第八項とし、同

条中第六項を第七項とし、第五項を第六項と

し、同条第四項中「特定施設を除く。」を削

り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に

次の一項を加える。

4 この法律において「指定施設」とは、有害物

質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質

及び次項に規定する油以外の物質であつて公

共用水域に多量に排出されることにより人の

健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるお

それがある物質として政令で定めるもの(第

十四條の二第二項において「指定物質」とい

う。)を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処

理する施設をいう。

第十四條第一項及び第二項中「記録しておか

なければ」を「記録し、これを保存しなければ」

に改める。

第十四條の二第一項中「又は油を含む水が」を

「を含む水若しくはその汚染状態が第二条第二項第二号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が」に、「地下」を「有害物質を含む水が当該特定事業場から地下に」、「又は油を含む水の排出又は」を「を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出又は有害物質を含む水の」に改め、同条第三項中「又は」を、「指定事業場の設置者又は」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「特定事業場以外の工場又は事業場で」を削り、「もの」を「工場又は事業場」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

第二章の二中第十四条の十を第十四条の十一とし、第十四条の四から第十四条の九までを一列ずつ繰り下げる。

第二章中第十四条の三の次に次の一条を加える。

（事業者の責務）

第十四条の四 事業者は、この章に規定する排水の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透の状況を把握するとともに、当該汚水又は廃液による公共用水域又は地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようになければならない。

2 指定施設を設置する工場又は事業場（以下この条において「指定事業場」という。）の設置者は、当該指定事業場において、指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は指定物質を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならぬ。

第二十三条第二項の表第一号中「及び第三項」を「及び第四項」に改め、同表第八号中「海洋施設等」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第三号に規定する海洋施設等」を「海洋施設等を除く。」に、「第十四条の二」を「第十四条の二第三項及び第四項」に改め、同号を同表第十号とし、同表第七号を削り、同表第六号中「第十四条の二」を「第十四条の二第三項及び第四項」に改め、同号を同表第九号とし、同表第五号中「及び第三項」を「及び第四項」に改め、同号を同表第七号とし、同号の次に次のように加える。

第二十三条第二項の表第二号中「（前号の鉱山を除く。）」を削り、「第十四条の二」を「第十四条の二第三項及び第四項」に改め、同号を同表第三号とし、同表第一号の次に次のように加える。

二 鉱山施設である指定施設を設置する鉱山保安法第二条第二項本文に規定する鉱山の設置者

第二十三条第六項中「第三号」を「第四号」に、「同表第五号」を「同表第七号」に改める。

第二十四条の二第一号中「第十四条の二第三項」を「第十四条の二第四項」に改める。

第二十八条第一項中「第十四条の七第一項、第十四条の八第五項」を「第十四条の八第一項、第十四条の九第五項」に改める。

第三十一条第一項第二号中「第十四条の二第三項」を「第十四条の二第四項」に改める。

第三十三条中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 第十四条第一項又は第二項の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定（大気汚染防止法第十四条第一項及び第三項並びに第十六条の改正規定並びに同法第三十五条の改正規定（同条第一号及び第二号に係る部分を除く。）を除く。）、第二条中水質汚濁防止法の目次の改正規定、同法第二章の二中第十四条の十を第十四条の十一とし、第十四条の四から第十四条の九までを一列ずつ繰り下げる改正規定、同法第二章中第十四条の三の次に一條を加える改正規定及び同法第二十八条第一項の改正規定並びに附則第三条及び第九条の規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（措置命令に関する経過措置）
第二条 この法律の施行前に第二条の規定による

改正前の水質汚濁防止法第十四条の二第三項の規定によりした命令は、第二条の規定による改正後の水質汚濁防止法第十四条の二第四項の規定によりした命令とみなす。

（その他の経過措置の政令への委任）
第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条の規定による改正後の大気汚染防止法及び第二条の規定による改正後の水質汚濁防止法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方税法の一部改正）

第五条 地方税法昭和二十五年法律第二百二十六号の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第二号ハ中「第二条第五項」を「第二条第六項」に、「物質」を「有害物質」に改める。

（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の一部改正）
第六条 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号ロ中「同法第二条第七項」を「同条第八項」に改める。

（瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正）

第七条 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

八 廃油処理施設である指定施設を設置する工場又は事業場の設置者	当該指定施設	第十四条の二第二項及び第四項
第二十三条第二項の表第四号中「第十四条の二」を「第十四条の二第三項及び第四項」に改め、同号を同表第六号とし、同表第三号中「及び第三項」を「及び第四項」に改め、同号を同表第四号とし、同号の次に次のように加える。		
五 電気工作物である指定施設を設置する工場又は事業場の設置者	当該指定施設	第十四条の二第二項及び第四項

第二十三条第二項の表第二号中「（前号の鉱山を除く。）」を削り、「第十四条の二」を「第十四条の二第三項及び第四項」に改め、同号を同表第三号とし、同表第一号の次に次のように加える。	二 鉱山施設である指定施設を設置する鉱山保安法第二条第二項本文に規定する鉱山の設置者	第十四条の二第二項及び第四項
第二十三条第六項中「第三号」を「第四号」に、「同表第五号」を「同表第七号」に改める。		
第二十四条の二第一号中「第十四条の二第三項」を「第十四条の二第四項」に改める。		
第二十八条第一項中「第十四条の七第一項、第十四条の八第五項」を「第十四条の八第一項、第十四条の九第五項」に改める。		
第三十一条第一項第二号中「第十四条の二第三項」を「第十四条の二第四項」に改める。		
第三十三条中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第三号を次のように改める。		
三 第十四条第一項又は第二項の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者		
附 則		
（施行期日）		
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定（大気汚染防止法第十四条第一項及び第三項並びに第十六条の改正規定並びに同法第三十五条の改正規定（同条第一号及び第二号に係る部分を除く。）を除く。）、第二条中水質汚濁防止法の目次の改正規定、同法第二章の二中第十四条の十を第十四条の十一とし、第十四条の四から第十四条の九までを一列ずつ繰り下げる改正規定、同法第二章中第十四条の三の次に一條を加える改正規定及び同法第二十八条第一項の改正規定並びに附則第三条及び第九条の規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。		
（措置命令に関する経過措置）		
第二条 この法律の施行前に第二条の規定による		

第十二条第一項中「第二条第七項」を「第二条第八項」に改める。

(湖沼水質保全特別措置法の一部改正)

第八条 湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第六項中「第二条第五項」を「第二条第六項」に改める。

第二十五条第一項中「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

(特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法及び有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部改正)

第九条 次に掲げる法律の規定中「第十四条の七第一項」を「第十四条の八第一項」に改める。

一 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成六年法律第九号)第二十條

二 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律(平成十四年法律第二百十号)第十三条第二項

平成二十二年四月三十日印刷

平成二十二年五月六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C